

平成29年第4回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成29年12月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成29年12月5日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	平成29年12月5日	14時45分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員		8番	河野保久		9番	重松一徳
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 椛宏子
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田一也	産業振興課長	鶴田勝美		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	内山十郎		
	教 育 長	大串和人	定住促進課長	毛利博司		
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長	古賀浩		
	財 政 課 長	平野裕志	会計管理者	村山留美		
	税 務 課 長	寺崎博文	教育学習課長	井上克哉		
	住 民 課 長	安永宏之	こども課保育園長	高木久幸		
	健康福祉課長	中牟田文明	産業振興課参事	寺崎一生		
こども課長	平川伸子	まちづくり課図書館長	天本洋一			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 追加議案上程 提案理由説明
(議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号)
- 日程第2 議案第37号 基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第38号 基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第39号 基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第40号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第41号 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第7 議案第42号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第43号 基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第44号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第45号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第55号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第15 議案第47号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第48号 基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第17 議案第49号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第18 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度基山町一般会計補正予算(第7号))

- 日程第19 議案第50号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第20 議案第51号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第52号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第56号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第23 議案第57号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第58号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第25 報告第6号 請願の処理の経過及び結果の報告について
- 日程第26 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 追加議案上程 提案理由説明

○議長（品川義則君）

日程第1. 追加議案上程、議案第53号から議案第58号の提案理由の説明を議題とします。
この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、平成29年第4回定例議会に付議いたします追加議案について提案理由を御説明申し上げます。

今回、追加議案は上程案件3件、予算案件3件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

まず、議案第53号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第54号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第55号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

議案第53号から議案第55号までは、人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ、情勢適応の観点から、給与改定、期末手当及び勤勉手当の支給月額を引き上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給月額の調整等をするため、条例を改正するものでございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第56号から議案第58号までは平成29年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第56号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第9号）につきましては、今回、補正予算として800万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも72億5,271万8,000円となります。

補正予算の内容につきましては、人事院勧告に伴います人件費関係費及び火葬料補助金の増額でございます。

議案第57号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、

今回、補正予算として15万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも24億299万1,000円になります。

補正予算の内容は、人事院勧告に伴います人件費関係の増額でございます。

議案第58号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、今回、補正予算として17万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は5億5,155万7,000円になります。

補正予算の内容は、人事院勧告に伴います人件費関係の増額でございます。

以上、御審議賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、これより詳細説明を求めます。

議案第53号、議案第54号、議案第55号の詳細説明を求めます。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第53号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

今回の基山町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に伴います職員給与等の改正を行うものでございます。

では、条例の本文について御説明をさせていただきます。

まず、第1条及び第2条につきましては、任期付職員のうち特定任期付職員の給料及び期末手当の改正について規定しております。給与が1,000円の引き上げ、期末手当が0.5月の引き上げをするものでございます。

第3条及び第4条につきましては、一般職の給料及び期末手当の改正について規定しております。期末手当が0.1月の引き上げ、給与が平均給与改定率0.2%の引き上げによる行政職給料表の改正となっております。

また、附則の第6条におきましては、給与制度の総合的見直しに伴い、平成27年1月の昇給時に1号抑制された職員のうち、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を回復させる改正となっております。

最後に、施行日でございますが、公布の日から施行するとし、第2条及び第4条並びに附則第6項の規定は平成30年4月1日から施行いたします。

また、第1条に規定する改正後の基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の基山町職員の給与に関する条例は、平成29年4月1日から適用いたします。

基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についての詳細説明は以上でございます。

次に、議案第54号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第55号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

追加議案書の8ページから10ページをお願いいたします。

今回の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告の給与改定に準じ、特別給、いわゆるボーナスについて特別職の国家公務員の特別給も一般職の指定職職員に準じて改定され、特別給が0.05月分引き上げられております。このため、本町においても同様に期末手当を改正するものでございます。

施行日でございますが、公布の日から施行するとし、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正第2条の規定は平成30年4月1日から施行いたします。

また、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正第1条の規定は平成29年12月1日（45ページで訂正）から適用いたします。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

以上で詳細説明が終わりました。

ここで10時まで休憩いたします。

～午前9時39分 休憩～

～午前10時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

議案第54号、55号に関する担当課長から詳細説明をいただきましたけれども、訂正の申し出がございますので、これを許可いたします。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど議案第54号、55号のそれぞれの第1条の規定につきまして、適用日について「平成29年12月1日」からと申し上げておりましたけれども、正しくは「平成29年4月1日」からの適用でございましたので、訂正をさせていただいて、おわび申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

日程第2 議案第37号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第37号 基山町大規模集客施設制限地区内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

5条ですかね、罰則規定がございます。違反したら、50万円以下の罰金にすると。この50万円を払ってまた営業開始とかした場合、営業停止命令とかできないんですか。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

この50万円の罰則規定でございます。この規定につきましては、建築基準法の関係するところからここに条例を制定させていただいておりますけれども、実際、その運用に当たりましては、今後、検察庁等とも協議をして進めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回の条例は、基山町が今後コンパクトなまちづくりを進めていくというために大事な中身でもあるわけですが、1つは中心市街地の活性化基本計画の認定を受けるというのがまず前提になるためにこの条例があるわけですが、今後のスケジュール、来年3月までにこの認定を受けるためのスケジュールを説明ください。

それから、大規模集客施設をつくることを制限するというふうに、準工業地帯、47ヘクタールになるわけですが、そうした場合に、この土地の評価額に影響を与えるのか。

この2点について質問いたします。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

まず、1点目の中心市街地活性化基本計画の認定のスケジュールでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、今、12月に計画素案の内容につきまして、内閣府との最終調整を行っております。それが終わりました、1月に内閣府のほうの関係省庁、経産局、総務省、国土交通省との協議、計画同意を得られまして、3月の計画認定というふうなスケジュールになっております。それと、今条例の制定を上程させていただいておりますけれども、準工業地域における特別用途地区の指定に関するスケジュールでございますけれども、1月の下旬に基山町の都市計画審議会のほうを開催させていただきまして、2月に佐賀県の都市計画課と協議を行いまして、4月1日、最終的に都市計画の告示を行いまして、と同時に、条例の施行というふうなスケジュールになっております。

それから、2点目の御質問でございます。評価額につきましては、影響がないという――評価額ですかね。（発言する者あり）済みません。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

重松議員の2点目の質問で、今回の制限に係って土地の評価額に影響を与えるかということですが、今回の制限地区内には、固定資産の評価用途的には普通商業地区、普通住宅地区、中小工場地区、大工場地区の用途区分がなされております。それぞれの地区の中で標準値を定めて土地の価格を算定するものであるんですけれども、この標準値の価格を算定するための価格形成の要因の参考とはいたしますけれども、実際にその価格を上げ下げする要因には当てはまらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

罰則のところですが、ちょっとよくわかりませんが、そもそもですね、この罰則を適用するということはあるのかなという感じがするんですね。というのは第3条でそこに書いてある劇場とか映画館とか云々と、床面積は1万平方メートルを超えるものはつくらせないと

いうふうになっているわけですね。それを無視して強行した場合について罰金50万円ということになるわけですか。ちょっとその辺、説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

今、議員おっしゃいましたとおり、この条例で上がっています内容に違反した場合に罰則が適用されるというところがございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと私の理解が悪いのかどうかしりません。そいぎ、そもそも違反をさせていいのかということなんです。こういうことはつくってはいけませんよというふうに基山町はするわけですね。違反した場合は50万円もらえば、それで済むんですか。そもそも建てさせないというのがこの条例の趣旨だと思うんですけど、その辺、ちょっと私の質問の仕方が悪いですかね。答弁をお願いします。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

私も説明のほうがちよっと悪かったんですけども、今後、用途変更とか考えられると思います。そういったところも含めて、違反した場合に罰則が設けられるというところがございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

済みません、私もちょっとわからないんで御説明いただいたんですけども、総延べ床面積の合計が1万平方メートルとありますけれども、例えば、筑紫野市のシュロアモールとか、鳥栖市の17号線の轟木交差点の先の旧ゆめタウン跡地に店舗等が乱立しています。それぞれ経営者が違うと思いますけれども、そういった個別の大きな敷地——そういう敷地があるかどうかは別として、そういう敷地に個別の店舗等が入って一体的な複合施設をなすとか、そ

ういうことであれば、これには抵触しないということによろしいんですか。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

今後、個別の敷地が一体的に複合された場合、そこでまた賃借であったり売買等で一体的に面積が要件に該当するというのであれば、この面積要件に該当すると考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

これには建物のみの規定で、総合的に開発して行う場合の特別な内容は記載されていませんよね。そうすると個別の名称を申し上げるのがいいのかわかりませんが、ああいった複合的な個別で経営する一体化した施設に関しては、土地の取得が分筆されてあれば複合的な施設でもこれには抵触しないという理解によろしいんですか。ちょっと同じような質問かもしれませんが。

○議長（品川義則君）

毛利定住促進課長。

○定住促進課長（毛利博司君）

まず、準工業地域の建蔽率60%と容積率200%となっておりますけれども、面積でいうと、5,000平米以上の土地があれば、床面積1万平米以上の建築物が建設可能ということでございます。そういった土地の、例えば、利用がばらばらにあったものが複合されて面積要件をクリアすれば、該当してくるということでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第37号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第38号

○議長（品川義則君）

日程第3. 議案第38号 基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例の

制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山議員。

○11番（大山勝代君）

6 ページに別表で使用料が書かれています。今さらながらですけれども、町内と町外の利用が、外については2倍で、この2倍の基本的な考え方、それを教えてください。

それと、例えば、浴室が80円、1人町内ですね。これが今までの実数がわかればということで教えていただきたいのですが、町内の人と町外の人、数、どういう比率かがわかりますか。

それと、例えば、今回新しく多目的室の1時間250円が町外の方は500円になりますが、感覚的に、1人でそこを使うとかというときに、250円と500円じゃ個人的に出すのがちょっと、何といいますかね、町外の方が町内の人だというようなことで利用するとしますよね。そういうときの対応、この人は町外だけれどもねというのがわかったときの対応みたいなものがありますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

まず、浴室の80円ということですが、それについて入室で町外の比率ということだったと思うんですが、現況では、入場する際に使用料として50円をもらっているところがございます。それで、その80円を決めたところというのは、使用料の新基準によるところがございますが、それにより、ここの浴室について……

○議長（品川義則君）

担当課長、実数ですよ。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

町内外の……

○議長（品川義則君）

課長、町内外の2倍にした理由ですね、この考え方と、それから利用者の町内外の実数ですよね。実数か比率か、それがわかりますかということなんですけれども。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

済みません。使用料の2倍というのは町民会館等、体育館、そういうところを参考として2倍とすることにしております。

それと、浴室につきましては、現在のところ、町外、町内の使用の比率についてはデータをとっていないところでございます。

それと、多目的室、1人で使用した場合は金額的に高いんじゃないかということでございます。

○議長（品川義則君）

違います。課長、それは多目的室を複数の方で使った場合にその中に1人でも町内の方がいればいいのか、町外の方がいれば金額に差額が出るのか、代表者が町内であれば250円なのか、その辺の話をしてください。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

基本的には、代表者が町内であればよろしいかと思えますけど、使用される町内外の比率によるところもあるかとは思えます。おおむね半数程度は町内の方が使用すればよろしいのではないかと考えているところでございます。（「あともう一つ、1人で町外の人やった場合にそういうチェック体制みたいなのは、町内と言って行かれた場合はどうするかみたいな質問も……」と呼ぶ者あり）

最初の入場の段階で、地名と町内外、そこら辺を記入してもらおう名簿的なものをつくりたいとは考えておるところでございます。そこで町内、町外を判断していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

財政課長、町外を町内の2倍としている理由が判然としないんですけど、その辺の根拠をお願いいたします。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

使用料・手数料見直しの基本方針の中で、公共施設というものは、まず基山の町民を優先してサービスの恩恵を受けるべきという考え方を持っております。もちろん維持するにも建設をするにも基山町の財源で建ててきた施設でもございますので、一応そういう考え方を基本的に持っております。でございますので、町外からの利用者の方については、基山町民の方とは違う応分の負担をいただくということで相当分を加算するという考え方を持っております。

じゃ、2倍の根拠といいますのは、例えば、福祉施設、憩の家でもいいですし、そういうものは基山町の方でも負担割合を50%で設定しています。例えば、かかる費用が100円だと

しても、基山町の方には負担割合としては50%をお願いしようという考え方を基本方針の中にうたっております。町外の方はこの考え方を適用しませんので、結果的に50%と100%ということで、2倍の金額設定というふうな形になっております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

何で2倍になっているか具体的なことがわかりました。以前ですね、今もそうですけれども、私がほかの町外に利用するというときに、初めは私は市外だから該当するお金を払っていたんですけども、何かほかの人を見たら、基山の人も——そういうことですね、話を聞くと、内外分けるよりも利用者全体をふやすほうがいいというふうな考えで一応規定にはあるのだけれども、それはそのまま大目に見るといえるか、そういう形になっているところがあります。例えば今度、多目的室が250円、そして町外だったら500円ということで、ちょっと財布から出すのは大変かなと思うとき、少し余裕といえるか、そういうのがないのかなと思って質問しましたが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

ここの多目的室の使用のことですけれども、一応専用ということで決めさせてもらっているところがございます。入場に対してフリースペースについては町内外関係なしに無料、キッズスペースも無料というところになっていきますので、専用するというところであれば、そのグループだけしか入れないというところになりますので、やはり町外、町内の区別は必要ではないかと考えているところがございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

使用料のところちょっとお伺いしたいんですが、現在は入館使用料ということで、65歳以上の方だったら50円を払えば風呂も入れるわけですね。今後は、入館使用料は廃止して、浴室を利用してもらえば80円というふうになると思うんですが、だとすると、例えば、入館して施設を使用しなかった場合は無料ということになるわけですね。例えば、大広場だけに

おるといことは無料になるわけですか。ちょっとその辺を。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

6 ページの施設名というところに載せておりますけれども、これ以外の場所を使用しても無料というところになります。入館のみについては無料になります。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

老人憩の家ということで、今までは老人憩の家を重点にやっています。今度、多世代交流センターということで、非常にいい施設として町民の方も期待されておると思います。

ところで、管理運用面でちょっと私は気になりますけど、基山町多世代交流センター憩の家の設置及び管理に関する条例施行規則（案）の5 ページ、（使用料の減免）のところ、ちょっと引っかかるんですけど、減免で、町が福祉活動を目的、それは当然無料、第2 項の町の経費で補助とかをしてあるところも無料、第3 項の町立の学校及び保育園の長がその運営の本来の目的に基づき利用するときは無料になっていますね。ということは、町内のほかのころころ保育園とか私立の幼稚園とか、そういうところについては半額というふうな規定になっていますよね。ということは、基山町のこども課所管である基山町の子どもたちの育成、いろんな面で利用するというので考えていきますと、これ町立の保育園、学校は無料、町内の民間の保育園とか幼稚園、多世代交流拠点であるこの施設を、ほかのところは、私立の幼稚園、私立の保育園、民間保育所、今から建っていきますよね。そういうところについては半額と。基山町の将来を担う子どもたちのこういう施設、大いに利用していかなければならないのに、こういうふうに町内に住んでいる子どもを私立に預けるところは半額いただきますと。

こども課長、こういうことは健康福祉課長との協議とか、こども課長としては、何らこれについてタッチはされていないんですか。私から見ると、将来の基山町を背負う子どもたちに、町立、私立によって多世代交流センターを利用するというところに不公平があると思いますけど、その辺の健康福祉課とこども課の考えはどうでしょうか、折衝とか。まず、健康福祉課長にお伺いしますけど。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

ここの規定につきましては、福祉交流館を参考につくらせてもらっているところでございます。一応公立の公共の施設でございますので、町立の学校につきましては全額無料というところで、私立のところにつきましては、営利的なところもあるかと思っておりますので、半額というところできせてもらっているところでございます。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

全体的な管理というのは健康福祉課のほうで行うことになるんですけども、一応今回キッズスペースということで設置いただきました部分に関しましては、特に使用料というのは発生しないので、町外、町内のお子さま方に来ていただけるものと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今のこども課長の感じでは、この半額の部分についてはタッチしていないような雰囲気だったんですけど、これは規則でしてありますけど、全体の基山町の流れとして、町長どうふうに考えますか。今、課長がお二人言われましたけど、町内の子育て、多世代交流センターという考え方からいくと、町立の保育所、学校は無料、ほかのところは半額。私は、差別じゃないですけど、同じ町民で利用するのに、私立の保育所も今度新しくしますよね。そういう観点から、基山町の子どもという考え方からいえば、私はそんなに利用は、どこか学校主体としてあるかどうかわかりませんが、ここは規則ですから、この辺は町長、考慮して、私としては、多世代、子どもたちのいろんな会合とかサークルとか活動するときについては無料とすべきだと思いますけど、町長の考えはいかがですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、ちょっと時間をいただきたい。なぜかという、ここを使われることというのは、

私は現実的にはほとんどないと思っています。むしろ、今ふと思ったのは、町民会館のメインホール、これを公立保育園だけではなくて多くの保育園が今使っているんですね。今の論法でいくと、全部ただにしなきゃいけないみたいな話になるので、そういったところまで広がった話になります。ここだけでは絶対済まない話になりますので、まずは、今の段階ではこのままぜひいかせていただいて、御意見いただいたことについては、ほかの施設も含めて検討しなければいけない話だと思いますので、むしろ一番関係するのは町民会館だと思いますので、今、町民会館の減免が公立保育園とその他の保育園がどういう形になっているか、今、私自身、情報を持ち合わせておりませんので、その辺のところも含めて今後の検討課題にさせていただければというふうに思っております。

とりあえずこれは、4月に憩の家をスタートしなければいけませんので、先ほどの微妙な質問が大山議員からございましたけれども、そういった使われない場合には使わないよりも使ったほうがましじゃないかみたいな、そういうことも含めて少しこれからの宿題とさせていただければなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これは条例とは直接関係ございませんので、規則でございます。ほかの規則もあるし、今、町長の前向きな発言もありましたように、これ全体的な流れとして、この問題、特に少子化になっています、子育ても大変です、そういう観点から、これは町長の裁量でできますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

済みません、もう一つだけ。規則で休館日が変更になっていますよね。現在、日曜が休館日、これが木曜日に変わりますよね。

○議長（品川義則君）

水曜日です。

○12番（松石信男君）

済みません。よっと見えんで。水曜日、これはどういう根拠に基づいて水曜日に変更されるわけですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

今回の説明につきましては、キッズスペース、遊具等も置きますので、休日の来館を希望される方が多いであろうところに配慮いたしまして、今回は日曜が休館であったのを水曜日に変更するというごさいます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それはわかりました。ただ、木曜日ですよ、週の真ん中。

○議長（品川義則君）

水曜日。

○12番（松石信男君）

済みません、ちょっと申しわけない。水曜日ですよ。週の真ん中と。普通——普通というか、私の感覚では月曜日とか、割とそういうふうになるわけですけども、水曜日というのは何ですかね。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

水曜日というので、そこで一般的に月曜がというところでしたので、今、町の施設の図書館等におかれまして、月曜の休館が結構多うございます。そういうところ、月曜日に憩の家を休館としたら、住民の方が行くところなくなるんじゃないかというところも考慮しまして、月曜を外したところごさいます。

○議長（品川義則君）

ほかにごさいませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

基本的なところを伺いますけれども、1つは、今回多世代交流センター憩の家の設置及び

管理に関する条例の制定と、これが4月1日から施行しますよという形ですね。今ある老人憩の家の設置及び管理に関する条例、これをどのように取り扱うのかと。私は、廃止条例が今回一緒にセットで出るのかなと思っていたんですけども、廃止条例は出ていませんので、現在ある老人憩の家の設置及び管理に関する条例の扱いについて伺います。

それからもう一点は、今回、この条例が先ほど言った老人憩の家の設置及び管理に関する条例をもとにつくられているもんだから、いきなり第3条で（利用の許可）、その中でもあらかじめ町長の許可を受けなければならないみたいな文章が出てくるんですね。

先ほどこども課長も言われましたけれども、今回キッズスペースを設けることによって多世代交流センターというふうな使い方になれば、もう少しこの条例の項立てといたしましうか、これをやっぱり変えないと、ちょっとこれは、余りにも前の老人憩の家の条例をそのままというふうになっているんじゃないのかなと思うんですね。3条、4条、5条、6条は全て施設の制限とかですね、そちらのほうを中心になっていますね。それよりも、この憩の家全体を網羅するような条例の制定の仕方をしたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、この辺の基本的なところですけども、考えはどのようにして今回するのかという、この2点について質問いたします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

議案書の3ページのほうに条例を載せております。今回については、老人憩の家の設置及び管理に関する条例の全部改正ということでしております。

今回の新しい多世代交流センター憩の家の運用につきましても、今まで老人憩の家のほうでやっていた事業、それに新たに子育て支援、多世代の交流により孤立化の防止、そういうところの機能を加えたというところがございます。ただ、その中で、事業の内容としましては、老人憩の家でやっていた事業をそのまま引き継ぐというところで事業は全て行っていくところがございますので、全体的な条例のつくりと申しますか、そういうところは老人憩の家の設置条例を基本とさせていただいているところがございます。（「廃止条例の関係は」と呼ぶ者あり）

廃止条例につきましては全部改正ということで、機能強化ですので、全部改正ということでさせてもらっておるところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員、よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

私も使用料の件なんですけれども、確かに入館料を取らないと、無料分が大広間、畳式ラウンジホール、キッズルームとございます。これが建物面積の大半を占めるわけですね。これが無料だというふうになると、おたくから出しとる使用料の算定表、冷暖房代、この面積、建屋の半分以上を占める無料部分が大半なんです。冷房、暖房を入れるんだと、そういうときに入館料を10円でも20円でも取って冷暖房代、電気代を払うべきじゃないかなと思って、受益者負担の原理から当然使う人は電気代ぐらいいは払ってほしいというのがあるんですけど、その点は検討されたんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

フリースペースの分も冷暖房使用料の検討はしました。その中で、キッズルームにつきましても、親子で来る方、祖父母に連れられてくる方、そういう子どもさんと、そういうのがおられるので、やはり交流スペースとして全てを考えたところでございます。そういうところで、専用というところでもございませんで、冷暖房使用料、室料にしましても、そこは無料というところで考えさせてもらいました。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そういうランニングコスト、維持管理費、ずっと今後続くわけですね。街路灯、防犯灯もしかり、地域でお願いしたいんだと考え方にあれば、こういう建屋面積の大半以上を占めるフリーな場所は入館料を取ってほしいと思います。今後、若い世代にも管理費を払ってもらって、立派な交流会館をつくってもらいたいなと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

答弁よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

いただきました資料の3ページの使用料算定料のところ、見ておりますと、利用者負担割合ですね、施設使用料のBのところ。音楽室だけ100%という計算になっているけど、これはどうしてかなと。というのも、浴室は計算上、Hのところ、3分の1ということで利用者負担は80円ぐらいになっていますけど、音楽室だけ1時間が割と高いなと。どういう利用って、私は利用したことがないからちょっとわからないんですけど、音楽室ということであれば、防音のことも含めていろいろ費用的には、物件費じゃなくて——物件費ですよ、かかっているものがあるんだろうと思いますけど、その辺はどうしてこういう計算になったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

音楽室につきましては、カラオケの機械も設置しております。使用料の算定基準の中で民間でも行われた事業については軽減がなしということになっておりますので、100%とさせてもらっているところでございます。

それと、浴室については3分の1というところですが、浴室につきましては、3名程度が浴室と一緒に入ることができますので、3分の1というところとさせてもらっております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第38号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第39号

○議長（品川義則君）

日程第4. 議案第39号 基山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回、公表に関する条例の一部改正ということで、職員の人事評価の状況というのがつけ

加えられました。この中で人事評価の現在の状況、以前までは多分自己評価でやられていたというふうに思うんですけれども、それとはまた違う形、具体的に人事評価のどういう形で公表されるのかをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

人事評価制度につきましては、国のほうについては、既に早い時期から実施をされておりますけれども、本町としては、正式的には平成28年度分の評価を使って、1、勤勉手当ですね、こちらのほうに反映するように今年度から実施をしています。最終的には、今年度の評価分から来年度の――来年度からは、今度は昇給に関してもその評価を活用して反映させていくこととしております。そういった中で、人事評価につきましては、まず、当初に各課で目標を設定して、その課の目標に沿って各職員が目標を立てて評価者のほうに提出をするようにしております。評価者のほうと協議をして、目標を設定して、途中で中間面談、それから最終面談をさせていただいて、その実績について評価をさせていただいています。また、あわせて職員そのものの能力評価をさせていただいて、最終的には、最終の評価者である町長の決裁をいただいたところで、職員の評価をさせていただいておるところでございます。

今回の公表に関する制度では、まずは人事評価制度の概要ということで、評価の目的であったり、評価の種類、それから評価の分類、それから対象職員等について公表させていただきたいというふうに考えております。

それから、人事評価の活用については、先ほど申し上げたような部分で活用しているということで、まずは公表をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

その公表の中身の中で、今、対象職員という文言があったと思うんですけれども、これ、まさか個人名を出すわけではないでしょうけれども、その対象職員というのはどういう形で出されるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

対象職員の表現方法としては、評価基準日現在、基準日を2月1日としておりますけれども——の現在の全職員と。ただし、嘱託であったり、日々雇用であったり、臨時的任用であったり、そういった部分については除きますよというふうな表現をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「委員会で聞き直します」と呼ぶ者あり）

河野議員。

○8番（河野保久君）

済みません、簡単なことなんですけど、改正前というか、条文の第3条のところに「任命権者が報告しなければならない」と書いてあるんですけど、任命権者というのは、具体的にどういう職員の方を指すんでしょう。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

任命権者でございますので、町長ということになります。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

町長が町長に報告するという形になるんですか。だって、公表は町長がすると書いてあるんですよ。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

済みません、説明不足で。任命権者である町長が、住民に対して公表をさせていただくということになっております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「議会は」と呼ぶ者あり）熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

全体に対して公表させていただいておりますので、議会もその一部であるというふうに認識をしております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第39号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第40号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第40号 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第40号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第41号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第41号 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回の条例改正については、旧内山建設跡地で、今社会福祉協議会が利用しています、そこにひまわり教室Cクラスがありましたから、それを今回削ったという形になっています。そして新しく基山小学校に建設している部分を入れて、定数の見直しがされていますね。

1つは、今回、定数を200人にしたというふうに言われておりますので、ひまわり教室のそれぞれの教室ごとの定数といいましょうか、人数ですね、これについてひとつ説明をしてください。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

それぞれの人数につきましては、この施設のほうには1人当たりのスペースの基準のほう

が示されておりますので、それを勘案いたしまして、新しくふやすC教室は定員を80名ということで運用したいと考えております。ですので、A教室60名、B教室60名、C教室80名の合計200名での運用を考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今のひまわり教室を建設するとき、Aクラス、Bクラス、60名、60名にするときにいろいろ議論もされたわけですが、1つは国が定めている放課後児童クラブの設置のガイドラインというのがあるんですね。その中で、このクラスについては最大で70名とすると。逆に言えば、70名を超えれば国からの補助がなくなるんじゃないかというふうな議論もあって、ひまわり教室については1階をAクラス、2階をBクラスですが、60名、60名にしたという経緯があるんですね。今回言われたように新しく設置するひまわり教室をCクラスとして、Cクラスを80名とするとなれば、70名をオーバーするとなれば国からの補助がなくなるんじゃないかというふうな心配をするんですけれども、これについては問題ないですか。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

国から示されている基準はおおむねということで理解しておりますが、一応定員が80名の想定ということで、国のほうにはこちらのほうで申請はしております。ですので、この定員に関して、面積の基準に関しては80名という定員のほうを満たしておりますので、これに対しまして、1の支援単位ですね、おおむね1の支援単位は40名以下が望ましいということもございまして、それに対して支援員の数が割り振られているところでございます。ですので、このC教室につきましては、面積的には国の基準のほうは満たしておりますので、その支援単位に支援員、定員というのはきちんと子どもを見られるような支援員を置きなさいということでございますので、その今定員80名と言いましたけれども、実際、このC教室はマックス80名ということであれば、それにきちんと支援員をつけて、きちんと目配りをしながら運営のほうを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

3回目ですから聞きますけれども、私たちが現在のひまわり教室を設置するとき、この議論が1人当たり何平米をクリアしているからいいんですよじゃなくて、ひまわり教室、学校にしてもそうなんですけれども、今学校なんか35人学級とか、そういうふうな形で余りにも大規模な設置は好ましくないんだと、放課後児童クラブといえどもという中で、最大で70名というふうな設置が出てきて、国がそれはガイドラインとして設けて、それ以上については国からの補助がなくなるんだと。だから、どうしても70名以下でなければならないという議論の中で、ひまわり教室の60名というのができてきたんだろうというふうに思うんですね。だから、今80名で1人当たりの面積はクリアしているから大丈夫なんだという議論が、果たして本当に国が示しているガイドラインに当てはまっているのかということについてはもう一度見てもらって、例えば、新しいところを、アコーディオンカーテンですか、設置されたりしていますね。だから、場合によってはCクラス、Dクラス、40名、40名というふうに分けるといふようなやり方等もしなければならないのではないのかなと思います。

それからもう一点は、やっぱり200人からのひまわり教室と、基山保育園でも二百十何名が大規模なんだという形で今回2つに分けるといふのも出てきていますけれども、この200人のひまわり教室の管理者、やっぱり管理者が常駐していないというのは、私は前から問題があるんじゃないかというふうにも思っておりますし、支援員あたりの大変厳しい労働条件の中で、今回、支援員をどのように配置していくのかという部分ですね。それと、きちっとした責任者を配置するという部分について質問いたします。

○議長（品川義則君）

平川こども課長。

○こども課長（平川伸子君）

面積のところは、今、議員御指摘のとおり80名ですので、先ほど1の支援単位は40名ぐらいが望ましいと言われておりますので、これ概念的には、1つの教室だからということで1つというふうに考えているのではなくて、ここは仕切りのほうもできる予定ですので、これはきちんと人数に見合った40人が2つというようなイメージできちんと支援員を配置して運用していきたいというふうに考えております。

あと、責任ある管理者が必要ではないかということなんですけれども、一応本年度からこ

ども課のほうに常勤職員を1名配置しております、現在、こども課の職員がひまわり教室とコスモス教室も合わせた支援員の方のローテーションとかを配置していただいているところでございます。この方は一応こども課と、役場とひまわり教室、コスモス教室をつなぐという役割もございまして、なかなか常駐というわけにはいきませんが、本年度から1名が管理をするという意味で置いて運用のほうを行っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第41号に対する質疑を終結します。

日程第7 議案第42号

○議長（品川義則君）

日程第7. 議案第42号 基山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○3番（末次 明君）

今回の提案理由、事業者の適正なごみ処理を推進するためというふうにあります、基山町としての今回の一番の目的は何でしょうか。それとあと、事業者と一般の家庭用のごみの区別、ちょっと微妙なところもあると思うんですが、事業者とは、どのように認定してあるのでしょうか。そして、基山町としては、事業者は何企業あると捉えてあるのでしょうか、事業者の数とかもきちっと捉えてあるのでしょうか。

以上です。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回の条例の一部改正につきましては、事業者が排出されるごみの適正な処理という形で、やはり事業に伴う一般廃棄物の処分は行政の責務でありますので、処分に関しては当然行ってまいりますけれども、年々ごみの排出量もふえておりますので、きちっと事業系の一般廃棄物、それから家庭系の一般廃棄物と明確にすることで、それぞれに対応する対策も今後打っていけるというふうに考えておりますので、まずはそこを明確化することが一つの

大きな目的と。それから、事業者のほうからは、今のごみ袋では事業系の一般廃棄物でちょっと大きさが小さいということで、大きいサイズの袋の御要望もありましたので、特大のサイズということで、今回2種類の事業系のごみ袋を設定させていただいているところでございます。

それから、事業者の区別ですけれども、営業活動をしていらっしゃるところは事業者ということで判断をしておりますし、その事業者の把握も現在しているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

一般家庭用のごみですと集積場単位でいろんなルールを守って、おかしなごみがあると、その辺のリーダーの方等があなたの家庭のはちょっとおかしいですという指摘を實際してありますが、企業については、基山町として、ルール違反、マナー違反等がある場合、あるなしというのはちょっとわかりませんが、そういうふうなチェック、あるいは指導とかはしてあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

事業系の一般廃棄物はクリーンヒル宝満に直接搬入をされるか、町のほうで許可を出しました収集運搬の業者に依頼をして、収集して運搬してクリーンヒル宝満のほうに搬入されるというふうになっております。

町としましては、基本的には、直接搬入かそういった業者に委託をして適切な排出をしてくださいということで指導しておりますし、町としましてもクリーンヒル宝満のほうで抜き打ちの検査をやりまして、事業系の一般廃棄物の車の分を全部チェックをして、どのような排出状況になっているかというのをチェックしております。やはりその中には適正なごみ袋に入っていないようなものもございましたので、その収集運搬業者のほうには、そういったものは搬入しないようにという指導と、あわせて対象の事業者のほうにもきちっと指定ごみ袋を使いながら排出をするようにという指導をするようにということと、あわせて、事業者のほうにもその関係の契約をされているところにはこちらのほうからルールを守って排出をするようにという通知を出させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

常々僕は、ごみの収集というのは、一般の人たちじゃなくて、いろいろ事業者の方、それから行政が一体となってやっていくことがごみの量を減らしていくことにもつながるという考えを持っております。そういう意味で、今回こういう具体的に事業系のごみ袋をつくってやっておられたというのは、一歩前進なのかなというふうに僕は判断しておりますが、今の末次議員の質問と関連しますけど、事業者とのそういう協力の要請とか話し合いの場というのは具体的に年何回ぐらい持っておられて、どのような話し合いをなされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

直接事業を営まれている方との協議の場というのはございません。ただ、収集運搬の業者は必ず許可を出しますので、そのときにはきちっと話す、皆さん集まってということはなかなかできませんけれども、そういった形で許可を出すときにきちっと遵守事項を指導しているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

このごみ袋の販売というのは、収集運搬業者とやるという考え方でいいんですかね。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

これは今、一般家庭用のごみ袋を各商店で販売していただいておりますけれども、うちのほうではそういった業者にもお願いをしながら普通のお店でも買えるような形で販売をしていきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この条例の改正はもともとあったルールを明確化するということだと思います。ただ、長年のルーティーンの中で、事業者の方たちにとっては大きな変化を迫られる可能性もありますので、これは説明責任が伴うものだと思います。

そこで、あえてお聞きしますけれども、一般ごみの可燃物の袋、これに含まれている料金、例えば、収集して運搬して処理をする金額——金額というか、ものが含まれていますという説明があったと思いますけれども、今度の事業系の袋には何が含まれているのか、これをちょっと明確にお答え願えますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回提出させていただきました議案資料の19ページのほうに事業系可燃物のごみ処理手数料算定表をつけさせていただいております。こちらの中でありますようにクリーンヒル宝満でのごみ処理の費用、その分を事業系の可燃物の搬入量に割り返しまして、それを単価の中に反映をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

事業系のごみに関しては直接搬入も当然あり得るわけであります。その中で、事業者の方がそこに持ち込むということになりますね。当然その重さによって料金を支払う、要するにそれがこの処理費に当たるのではないのでしょうか。要するに、直接搬入する方は事業系のごみ袋に入れる理由というか、そういうものがどこにあるのかが多分明確にわからないのではないかなと思うんですけれども。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

直接搬入される場合は10キロ当たり150円かかりますので、袋に入れずにそのまま持っていくことが可能です。ですので、収集運搬を委託されて向こうに出される場合には、この袋に入れて出させていただいてその費用としてお支払いをいただくという形で今回設定をさせて

いただいております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。私がちょっと勘違いしている部分もあったと思います。じゃ、事業系ごみであっても、直接クリーンヒル宝満に搬入される方については別段この事業系のごみ袋を買わなくてもいいということによろしいですか。確認をお願いします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

直接搬入される場合は、袋は使用しなくて、直接どういうのでも搬入されて結構です。収集運搬の業者に依頼される場合は事業系のごみ袋を使用して廃棄をしていただくということになります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

1点は、何で基山町は今現時点で事業用と一般家庭用とごみを分けたのか。小都市、筑紫野市は早くからやっておりました。それと、この手数料アップによって、手数料のアップ等は考えられるのか。もう一点は、家庭の庭の木の剪定をしますね、そのごみは個人で持っていけば、事業用か家庭用のごみか。ここに資料がございますね、21ページ。1.5メートルの10センチ以内にしないではいけないと。これは事業用か家庭用か、そこの辺をお願いします。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず1点目の、よそは早くしていたけど、なぜ今かということですがけれども、これまでは同じ家庭用のごみ袋を使って事業系の方も排出していただいていたけれども、やはり年々ごみのほうが、大分今は落ちついていますが、増加をしてきているというところで、やはりきちっと原因を探るためにも、町としても事業系のごみ袋をつくる必要があるということで平成30年4月1日から実施をしたいということで今回御提案をさせていただいて

いるところでございます。

家庭から出される剪定くず等につきましては、同じく事業系もあわせて10キロ150円になっておりますので、その分で事業系かと言われても家庭の一般廃棄物として10キロ150円お支払いいただければ結構です。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

そしたら、造園業者が家庭用ごみだよって持っていく可能性もあるんじゃないですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

家庭から出る剪定くずはクリーンヒル宝満も受け付けできますので、10キロ150円お支払いいただければ、搬入は可能です。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

だから、家庭用、一般個人、軽トラックで持っていくよね、1.5メートルのこん包か何かしてさ。そしたら、もう家庭用ごみとしてオーケーなんですか。それだけです。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

クリーンヒル宝満のほうの搬入は全て10キロ150円で受け入れをしておりますので、種別分けなく、持って行かれれば10キロ150円という。ですから、あそこで受け入れるのは一般廃棄物だけですので、産業廃棄物の受け入れはしませんので、あそこで受け入れられるという事は一般廃棄物になりますので、10キロ150円お支払いいただければ、搬入は可能です。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

何で基山が今なのかと。副町長で来てからすぐにこれをやりたくて、毎回やろうとしたん

ですけど、なかなかうまくいきませんでした。筑紫野、小郡はずっと前からやっていて、1世帯当たりの家庭用ごみの量は基山町がめちゃくちゃ多いです、その2つに比べてですね。1世帯当たりの家庭用一般ごみ。その原因がこれだとは断定できませんが、やっぱり紛れ込んでしまう可能性は非常に高いんじゃないかと。だって、筑紫野とか小郡の1.2倍とかになるのはおかしいじゃないですか。パーキングのごみがどうのこうのというのはうそです。だから、今回これをきちっとやることで、そういう疑いも払拭したいし、きちっとした形でごみの減量化ということで、時間かかりましたけれども、正直、私が町長になっての思いがある施策の中では、これは非常に多く、上から何番目になるぐらいの重みを持って今回提案させていただいております。

先ほど言われたように、細かい事業者の方は困惑されることもあると思いますので、今後、その辺の相談とか運用については十分に配慮していきたいと思っておりますけれども、そこをきちんとやらせていただいて、今回の提案をさせていただきたいというふうに思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

町長がそういう発言をされたんで、僕もちょっと確認したいことが出てきてしまって。僕の一般質問の中で、基本条例を3月に上程するような動きで動いておられる、これで1つ事業系のごみのことが解決されれば、それも一歩前進なのかなと僕は思っているんで、その辺の、基本条例は3月上程の方向で考えていてよろしいんでしょうか。町長でも、どちらでも結構です。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回の条例は、細かいところまでうたうところでは想定しておりませんので、3月上程で準備をさせていただきたいというふうに思っております。次年度には基本計画等のこともまた検討させていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

もう一度、目標で、逆に言えば、私的に言うと、そんなに無理しなくてもいいよと、実は正直言えば、そういうふうに言っています。ただ、せっかく今担当課がこういうふうでやる気になっているので、理念条例みたいなものをまずはつくって、その後、来年度以降に基本計画みたいなものを2年間ぐらいかけてきちっとやっていくという、そういう感じかなというふうに思っておるところでございます。もし3月に提案がなかったとしても、そこで約束が違うじゃないかなみたいな感じには言っていただかないように、努力はちゃんと担当課もしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第42号に対する質疑を終結します。

ここで11時20分まで休憩いたします。

～午前11時10分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第8 議案第43号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第43号 基山町営土地改良事業経費の分担金徴収に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第43号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第44号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第44号 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

冷暖房の使用料についてお伺いしますけれども、今回、基山町民会館の冷暖房のお値段が下がったということですが、この値段が下がった主な内容をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回出させていただいております議案資料の27ページをお願いいたします。

こちらのほうに、中段より下のほうに冷暖房使用料の算定資料をそれぞれつけさせていただいております。こちらのほうには物件費等の費用がありまして、その中の燃料代のほうの過去3年間の使用が少なかったということで、前回の算定よりも今回は下がっているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

主な中身では、燃料代が下がったということで、ここについては下がったという理解でよろしいんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

そのとおりでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

では、使用上の問題点についてお聞きしたいんですが、小ホールの話なんですけれども、私が過去けやき台のほうでもう数年前になるんですけれども、実行委員をやったことがあるんです。そのときに使用料が、初めての経験だったもので、申請したときに、おっ、結構安いなと思って、小ホールでのシニアの集いというのをやったんですけれども、実際にやってみますと、11月ごろの行事でしたので、通常は冷暖房の使用がなかったんですが、その年はえらい寒くて、入っている人からちょっと寒いから暖房入れてもらえないかということにな

ったんです。そうしたときに、比率としては冷暖房のお金が高いですね。当然のことですけれども、そういった燃料を使ってやっている暖房ですから、ただ理解ができていなかったもので、最初に頼んだら、4時間ぐらい使用して、少ない予算で事業をやっておるわけですけれども、そこにかかる比率が物すごく大きかったということで、予備金の半分ぐらいを使ってしまったということで、大変皆さんに迷惑かけたんですけれども、そういった使用、冷暖房はこういった金になりますよということを事前にただしたり、注意書きとか、そういったものがありますでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回、この一部改正が御承認いただければすぐに、3月まで期間がございますので、その中で広報であったりとか、あるいは町民会館あたりに料金改定の一覧表であったりとか、そういった形で事前に告知はさせていただきたいと思っております。

これは先ほどからありますように使用料・手数料見直しの基本方針に基づいて、3年ごとに見直しをさせていただいておりますので、3年間はこの額でいかせていただきますが、次の3年間はまた増減する可能性もございますので、まずは議決いただければ広報、あるいはいろんな媒体、ホームページとか、そういった形で周知をさせていただきたいというふうに考えております。（「あの、2問目がちょっと短かったんでいいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

4回目ですので、申しわけございません。

ほかにございませんか。（「済みません、よろしいですか」と呼ぶ者あり）いいえ、4回目ですので。

ほかに。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと、今の栗野議員の関連でお尋ねいたします。

これ使用料が下がったというか、当然、灯油単価がもろに反映されてくると思います。灯油はもちろん変動相場制ですので、この57.90円というのは、現在の灯油の価格からすると随分安い算定価格になっているなど。これは確認の上ですけれども、3年間の平均値が57.90円ということでよろしいですか、ピンポイントじゃなくて。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

過去3年間の実績を指定管理者よりいただいておりますので、その分で平均として出させていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

この町民会館のいろんな使用料、それから、ここに附属設備の使用料も変わっていますよね。この改定に関して、指定管理者との話し合いとか、例えばこれがどうなんだろうとか、指定管理者の方じゃなきゃわからないところもあると思うんですけれども、そのような相談はなされたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

この見直しをする際には指定管理者と十分協議をさせていただきました。その中でも今回御提案させていただいております各施設の備品等が今回は時間単位の設定に変えさせていただいていて、これは指定管理者が運用する中で、会議室は時間単位で貸すけど、備品は区分でしか貸せないという、こういうところがありましたので、それは現実的に運用上いろいろ問題が出てきたということもあわせて、今回の見直しの中でこういった備品等の時間単位の設定等もさせていただいておりますし、実際の運営状況の中での各種データ等もいただきながら、協議はさせていただいております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、使用規則をいろいろざっと目を通させていただいたら、設定料金の調整というところに、地域性や近隣自治体の類似施設の使用料も考慮するというふうな文言があるですよ。そこで、一番やっぱり町民会館でいうと大ホールなんかというのは、鳥栖のだとか、小郡のいろんな施設等、類似するもので、一応皆さん使用するときの使用対象とみんな考えると思

うんですよね。そこで、そういう施設との比較をなされたんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それは比較はさせていただきました。しかし、今回というか、前回、使用料・手数料見直しの基本方針を設けまして、やはりきちとした根拠のもとに料金を設定するということが方針を定めてさせていただきましたので、町民会館あるいはよその公共施設等、近隣と比較すると若干の増減がありますけれども、その中でもまずはこの基準に基づいて今回の御提案をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

今回は僕はこれでいいと思うんですが、やはり十把一からげじゃなくて、この規約があるからこれよだけだったら、僕らに関与する必要はないわけですよね。やはり大目的である大ホールを有効に使うためには、使用料金がこれでいいんですかということも勘案して、政策的な面も少しは勘案して、いろいろ決定すべきではないかなというふうに僕は思っています。なので、次回はそういうような面も勘案して庁内で御検討いただければと思います。御答弁結構です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大山議員。

○11番（大山勝代君）

町内外の使用料にこだわりますけれども、この町民会館の町内と町外の使用料の区別というのは、もしかして規則等であるのかもしれませんが、ないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

使用に関しましては、町外、町内料金という形で定めさせていただいておりますので、その運用でさせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

議案第44号の18ページの提案理由を見ていただきたいと思います。

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町民会館の使用料見直しに伴い、この条例を改正する必要があるというふうに書いています。次の議案第45号、議案第46号も全く同じ記載でございます。同じ目的を持った一部条例改正案は一括改正条例として提案すべきではないんですか。経費の無駄と申しますか、今まではいろんな法律の改正に伴って、整備に関する条例と一括で条例改正がなされておりましたけど、これに関しては一つ一つ、これが極端な場合、これに関して10も20も条例改正が必要になったらその都度全部出しているようなスタイルとなっておりますけど、今までの基山町の法制執務上は一括改正条例案として提案されてきていますけど、これに関してはそれぞれの一部改正条例になっていますよね。こういう無駄なことじゃなくて、今まで総務企画課長も何回でも一括条例提案してありますもんね。これについては漏れていたのですか、あえて3つそれぞれに改正条例を出されたんですか。

私は、今後ともこれについては一括条例で、こういう同じ目的を持った一部条例については基山町立図書館の管理に関する条例等の一部改正ということで、第1条が町民会館、第2条がというふうに、条分けて1つの改正条例とすべきと思いますけど、その辺の、これにその、出されたのか、今後はばらばらにされていくのか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに今、議員おっしゃったような考え方もありますし、3年前にこの使用料条例を見直しさせていただいたときには、たしか一括で上げさせていただいたのではないかというふうに思っております。

今回につきましても、各施設をいろいろと見直しをさせていただいて、その中で、今回3施設でございましたので、こういった形で出させていただいたわけですが、今言われたような一括提案という方式も当然ございますので、その辺についてはそれぞれの内容によってそういった部分の手法もきちんと対応しながら、提案に当たっては今後考えて

いきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっと答弁も大変だったと思いますけど、これについて、今回3本出したことについては一括で出すべきと総務企画課長は思っているんじゃないですか。その辺はつきり。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

上程の手法としては、議員おっしゃるように一括の方式もあれば、単体で出す方式も、決してどちらが間違っているということではないと思っておりますので、繰り返しになりますが、先ほど申しましたように、そういったところについては、一括で出すべきか、それぞれ個々に出すべきかというところについては十分精査をして、それぞれに判断をしながら上程をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第44号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第45号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第45号 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧園議員。

○6番（牧園綾子君）

いただきました資料の30ページのところ、算定表なんですけど、今回、アリーナを含めて大きく見直し額が変わっております。そこで計算書を見ていて少しわからないところがあるので、ちょっと補足で説明をいただきたいんですが、人件費で「体育館利用件数按分率」、それと11番の「体育館物件費按分率」、これは何を基準としてこの率が出されているのか。そして、これは3年後も同じような形で計算書を上げられるときに、この率というのは年数が

変わればまた変わるものなんでしょうか。そこを1つ教えてください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

この分は体育館の1番のほうで人件費でトレーニング室とトレーニング室以外というふうにしておりますので、この分で、ここの人件費の割合がトレーニング室は別に100%で使用料を算定します。その人件費、トレーニング室を除いたようなほかの部分も割合に応じた分を出すために案分率を出させていただいております。体育館物件費の分も同じような考え方で出させていただいております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

それで今後、3年また見直しをするというんですけど、この率は変わりますかということ。さっき聞いたんですけど、今2回目の質問です。それは次のときにお答えをいただきたいんですが。

これは先ほどの町民会館と一緒に、減価償却率ですね、この0.02というのは変わらないんですけど、こういう数字というのは何かの資料から引っ張り出してきてというか、決まったもので計算してあるんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

これは実際の実績に基づいて体育館のほうから数字を出して、その分で算出をしております。

それと、先ほどのまた変わるのかということですが、やはり過去3年間の実績に基づいて算定を行いますので、また数字が変われば、当然数字は変わってまいります。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

質問の仕方が悪くて申しわけありません。ほかのは大体ここに書いてあるように計算したら数字が出るんですけど、この案分率というのが何をもとに数字計算してこういうものにな

っているかというのが何もこれではわからないので、3年後もまた同じようなものを見て計算はできるんですけど、どういう形で金額が変わっていくのか。というか、体育館施設は今後、合宿所ができれば、町外からの使用料で少し収入がふえるかなと単純に思ったものですから、今回すごく上がっていて、そういうのでいったら、この率のところはすごく計算上、これが大きくはね上がったもんだなと思ったものですから、それに対してしっかりと何を基準にして、どういう計算をしてこれを出した、そして3年後もこれはどういう形で変化した数字になるんだということの説明をお願いしたいということです。

○議長（品川義則君）

今回の上がった分はどういう原因かということでよろしいですか、説明的に言うと。

○6番（牧園綾子君）

いいえ、それはいいです。

○議長（品川義則君）

それはいいですか。

○6番（牧園綾子君）

はい、それは自分のそういうことで上がったのかなと思ったというだけですので、結構です。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

申しわけございません。ここの細かい数字の計算は、ちょっと今手元に持っておりませんので、後ほどお答えでよろしいですかね。資料を出す。

○議長（品川義則君）

よろしいですか、後ほどで。

○まちづくり課長（内山十郎君）

後ほど、この数字の算出の方法は提出をさせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

では、後ほどよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

適正な使用料に上げるということは、納得はできるんですけども、今回の使用料の改定は、例えば、武道場の場合は50%アップになっております。使用料アップの根拠となるものが算定表の数値をもとにしてだけ考えてあるようなんですけども、それで果たしてよいのでしょうかと私は思います。例えば、指定管理料が今現在は契約中ではございますけれども、妥当な金額なのか、あるいは利用者数が少なかったらどうなんだろうかというのもあると思いますが、その辺は検討されたのでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

あくまでも今回は使用料・手数料見直しの基本方針に基づいて各施設算定を行っておりますので、まずはその基本に基づいて算定をいたしております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、例えば、基山町としてはスポーツを推進し、特に子どもたちのスポーツを推進しているわけですけども、町内の子どもを含む団体等が利用する場合の減免措置とかというは、今回ここでちょっとわからないんですけど、そのあたりはどう考えてありますか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

スポーツ団体につきましては、現在は半額の減免措置をとらせていただいております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

今回も体育施設のアリーナのスポーツをやる広いほうですけども、こちらの冷暖房についてお聞きしますけれども、アリーナの場合については、今回算定したら、値段が7,500円から8,830円ですか、上がっておるんですけども、これの主な要因というのはわかりますでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

こちらにも議案資料30ページのほうに算定表をつけさせていただいて、一番下段のほうにアリーナの関係の冷暖房の算定を入れさせていただいております。こちらのほうに冷暖房費ということでもありますので、これからしますと、やはり灯油代あるいは電気料金等がありますし、ただ、こちらの冷暖房費は前回の使用料の見直しの際にもかなり差がありまして、前回の見直しのときには、その基準まで到達をしていない、1.5倍までしか上げることができませんので、それもありまして、今回また、町民会館等は冷暖房費が下がっている分はございましたけれども、アリーナの分がそこまで到達していなかったために今回は冷暖房費も上げるような形になったというところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久明君）

今の質問についての答えはわかりました。

それで、アリーナの場合、あそこは夏は物すごく暑い、冬は寒いと思うんですけど、スペースの関係がありますからですね。町が行事を行っている分も、前は柔道大会か何か行ったとき物すごく暑かったんですけども、ここは何で冷房がきかんとやろうかというふうな声も聞いたことがあるんですけど、運転しなかつただけだと思うんですが、そういった配慮は今されて、冷房もつけたりしてやっている状況は見ているんですけども、一般の方が各クラブであそこのスペースを共同で、例えばソフトテニスとか卓球とか同時に使っている、バレーボールとか使っていることがあるんですけども、多分、冷暖房、冷房は夏場暑くても使わなくてスポーツをやっていると思うんですけども、例えばどこかの団体が冷房をつけたいと思った場合、そこに集中して冷房費がいくんでしょうか、そこら辺の仕組みをちょっと教えていただきたい。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

あくまでも申込者の御負担になりますので、例えば同じ時間帯にいろんな種目のスポーツをされていらっしゃる方で合意ができれば、面積割合で負担割合を出していただくとか、そ

ういったことは可能かと思えますけれども、基本的には申し込みした方の御負担になりますので、仮に自分たちは要らないと言われる方については、あとはその中の調整になるかと思えます。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

済みません、所管ですけれども、1点だけ。今回の料金表の中には含まれておりませんが、シャワールームがありますよね。シャワールームは、現状は無料で使用できることになっておりますけれども、これを有償化するようなことは検討されなかったのでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それもありますし、どれぐらい使われるかもありますので、例えばコイン式のシャワーであったりとか、そういったことも考えられると思いますが、今後、施設の改修とか、そういった中では検討になるのかなど。実際に使う使わないというのは、非常にわかりづらいところでありますので、そこに行っても水だけで、使うけど温水——水は当然一緒ですけれども、なかなか確認はできないというところで、今後、施設を改良する場合には一部改修とかでは検討していきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

結構利用されている方からの話では、町外の方が利用されるのは別にやぶさかではないんですが、どうしても使用時間等が制限されてくると、町民の方が、町外の方が使用している間なかなか使えないという不平等感というか、不公平感を感じる方も多々いらっしゃるようなお話を伺っております。そういう真水を浴びるということはあるまいと思えますので、灯油等も使われる、温水を使われるケースもあると思えますので、例えば施設改修を待たずに憩の家みたいに今申告してお一人100円とか、シャワーを使用する方から料金を徴収するようなことをとられて、使う方の受益者負担という形で町外、町内の不公平、不平等にならないようなことをぜひ今後検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

他団体の状況等を含めてうちの施設と見比べて取れるかどうか、そこは今後研究をさせていただきますと思います。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義則君）

先ほど末次議員の質問の中で、スポーツ団体に関しては半額の減免をしているということで、これ何がスポーツ団体で、スポーツ団体ではないところというのがあるのかなと思うんですけども、要するに、まず中学校の部活動がありますよね。部活動の減免状況はどうなのか。あと、少年野球は各小学校を使っています。あと少年バレーボール、小学校の体育館とか使っています。あと多目的グラウンド、この総合体育館、さまざまな団体がさまざまな場所で使用していると思っておりますけれども、その減免の状況というのは、ある一定の基準があってその中で決められているのかどうか、ここをちょっとお答えください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それに関しましては基山町体育施設等使用事務規程というのを設けまして、その中で一覧表にして各個別にこういう場合は全額、あるいは5割とか、そういった規定を設けて運用をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義則君）

議長、これって資料請求できますか。

○議長（品川義則君）

出せますか。（「はい」と呼ぶ者あり）出せるそうです。委員会まで結構ですか。では提出お願いいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第45号に対する質疑を終結します。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時50分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

まず初めに、午前中の質疑の積み残しを処理したいと思います。

議案第45号に対する資料30ページの案分率について、担当課長より説明がありますので、発言を許可します。内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、先ほど牧菌議員のほうから質問がありました分についてお答えをさせていただきます。

議案資料30ページの人件費の④のところに「体育館利用件数按分率」とあります。こちらのほうは、指定管理者のほうが総合体育館、武道場、多目的運動場、それから多目的管理室、それから町営球場、テニスコート等を管理しておりますので、それぞれの利用分に対しての人件費の案分率というか、率でそれぞれ出す必要がございますので、それぞれの施設の総利用件数から各施設ごとの利用件数によって案分率をここは出させていただきますいております。

それと、2番の物件費の11番のこちらの案分率でございますけれども、こちらのほうは、施設の建設費の総和を1としまして、それぞれの各施設の建設費の額によって案分率をそれぞれ出させていただきます。これをもって各施設の物件費の率として、この算定を使わせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

日程第11 議案第46号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第46号 基山町キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

資料のほうにありますキャンプ場の使用料及び利用者数の3年間の推移を見ますと、やっぱり少しずつ減少をしております。こういうのから見ますと、また近い将来的には使用料を見直すような結果になってしまうんじゃないかなと思います。

それで、町として、このキャンプ場という名称も検討しながら、広く使えるような計画というのは今のところはないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、利用者数ですけれども、以前は子どもクラブのほうの夏のキャンプであったりとか、そういった利用も多かったんですけれども、最近ちょっと減っております、日帰りの利用であったりとか、中には宿泊もございますけれども、若干伸び悩んでいるところではございます。それで、今は利用方法をブロックを2つに分けたような形で、同時の申し込みがあった場合の利用について検討しているところでございます。なるべく利用者をふやすような形で今後いきたいというふうには考えておりますが、使用料につきましては、やはり基本方針に基づいての算定をさせていただいておりますので、そこも含めたところで、総合的に今後検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

やはり、この数値の中でも特に気になるのが宿泊者数の減少があるんですけれども、そういうところから見ると、今、家庭ではなかなか野外で火を使える場所というのはありませんので、キャンプ場は基山町内でも唯一子どもたちに火の使い方等を勉強させる場所にできるんじゃないかなと思いますので、ぜひそのあたりを中心として野外活動、アウトドアの中でも火の講習とか、そういうふうなのをしていただきたいと思いますけど、私の提案ですけど、以上です。

○議長（品川義則君）

答弁はよろしいですか。

○3番（末次 明君）

いや、答弁、一応検討していただきたいと思いますけど、そういう日帰りの活動をもう少し

充実させていただきたいと思っておりますけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

その点につきましては、利用増のためにも他部局と連携しながら、青少年であったりとか、そういった部分での活動の中にキャンプ場の利用なり、あるいはそれに基づいて、それから家庭での御利用に広がるような、またホームページあるいは広報等で利用促進のためのPR等も今後検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第46号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第53号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第53号 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○5番（久保山義則君）

追加議案で先ほど詳細説明をいただきました。その際にまず総務企画課長のほうから特定任期付というふうな文言がありましたけれども、この特定任期付についての説明と、今現在、基山町に該当者がいらっしゃるのかどうか、その説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

任期付職員については2種類ございまして、今回1,000円アップをお願いしておる分につきましては特定任期付職員となっております。現在うちのほうに特定任期付職員というのはございませんけれども、想定されるのは、例えば弁護士であったりとか、そういった部分の特別に専門的な知識が要るような方々を採用して、特定任期付職員として働いていただい

いるというふうなことになっております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義則君）

であれば、今回の議案の中で、特定任期付の職員に限定されるような条文というか、そういうのが見当たらないので、どれがその特定任期付に当たるのかどうかをお示し願いたいのと、別表第1の分で、例えば、職務の級とか号給、こういったものがどのところがその特定任期付に当たるのかというのがもしわかれば、教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この分については、一般職の職員については、給与表のほうに再任用職員とともに掲載をさせていただいております。それで、特定任期付職員につきましては次の給料表を適用するというので、この条例そのものに表のほうにお示しをさせていただいて、今回その対象となる号給について引き上げを行わせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

課長、もう少し具体的に言ってもらえませんか。どの条文とか、どの号給とか。熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、一般職の職員については、基山町職員の給与に関する条例の中で、別表第1ということで行政職の給料表及び再任用職員の給与表を掲載させていただいております。それで、特定任期付職員につきましては、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の中の第6条の中で表としてお示しをさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

その条文はどこに掲載されていますか。久保山議員、その答えがないと質問できませんか、次の質問とか。（「いえいえ、大丈夫です」と呼ぶ者あり）では、後ほどよろしいですか。

（「はい。では、最後」と呼ぶ者あり）久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この例規集の1773-63のところに書いてある表のことだと思いますけれども、今回の条例

の改正がここの特定任期付ということであるならば、この今回追加議案で出された条文の中で、それがわかる文言というのがどれに当たるのかがちょっとわからないので、これ全体がそうなのかどうかですよね。これ全体がこの特定任期付のものなのかどうか、ここだけちょっとお示してください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

別表につきましては、先ほど久保山議員おっしゃいましたように、資料の1ページ及び条例で申し上げますと6条のほうに掲載をさせていただいているとおりでございます。それで、今回の改正全てが特定任期付職員でございます、資料のほうでは省略している部分もございますけれども、1から4までが特定任期付職員という形になります。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第53号に対する質疑を終結します。

日程第13 議案第54号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第54号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第54号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第55号

○議長（品川義則君）

日程第14. 議案第55号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第55号に対する質疑を終結します。

日程第15 議案第47号

○議長（品川義則君）

日程第15. 議案第47号 多世代交流拠点施設整備工事請負契約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

これは所管でありませぬので、ちょっと質問します。

今回、設備工事の追加ということですけど、そもそも駐輪場とかカーテンとか、そういうもの——カーテンはいいですけど、そもそも駐輪場とか、カーテンもいいです、そういうのは最初の設定の段階ではなぜ入れていらっしやらなかったんですか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

当初の段階におきましては、駐輪場にいたしまして必要かどうかというところも判断しかねるところがございまして、当初の段階では算入していなかったというところがございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

もう一つ、済みません、一気に言えばよかったけど。例えば消火設備なんかは、そもそも必要じゃないんですか。それから、ついでにカーテン類もよろしくお願ひします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

消防設備につきましては、建築確認の段階で、施設のほうは県との協議の中で地区公民館的用途に該当するというところで1,000平米までは消防等の施設の設置義務がなかったというところございましたが、建築確認の協議を進めていく中で消防署からの指示がありまして、利用形態が公会堂や集会所というところになるんじゃないかということで指導を受けて、その場合500平米以下の建物に対しては消防施設の設置義務があるというところになりましたので、途中で考え方のほうが変わったもので、今回補正というところでさせてもらっております。

カーテンにつきましては、今回この当初の段階では計上しておりませんでしたので、備品購入として補正をお願いするということをございましたけれども、今回アスベストの処分等について事前の調査より数量が少ないために減額というところをございましたので、工事の変更ということで対処させてもらっているところをございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

今の若干関連してなんですけど、大久保議員がおっしゃるように、今消火設備についても御説明がありましたけど、これやっぱり設計段階で基本的には入れるべきものだと思います。全協のときにも一度、調理室等で耐力壁等の質問をした際に、十五、六年前に改修をやっていますので、耐力壁等の補強、鉄骨がありますので補強はありませんということでしたけれども、壁の補強とか、その辺、施設の安全運営にかかわるところの基本的なところが当初の予算に入っていないというのはちょっと疑問じゃないかなと思いますけれども、キッズルームの下地補強が新たに追加されて、アスベスト処理費が思いのほか安くついたということですけども、これ処理費があれば700万円ぐらいの補正になっていたはずなんですよ。ですから、その補強と、必要なものは必要、追加をせざるを得ないんでしょうけれども、例えば設計段階でその辺きちんとすり合わせができていたのかどうかということと、キッズルームに関しては下地補強とあわせてほかの議員のほうからもほかのスペースに騒音等問題がないかということも意見としてあったと思いますけれども、その辺の吸音材の使用とか防音対策、補強ではなくて、防音対策等は予算の中に盛り込まれているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

防音対策につきましては、一応大広間のほうは壁で仕切るような感じで区分はされていますので、そこまでの影響はないというところで考えているところをございます。そのため、設計段階にはその分については考慮していたというところをございます。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

建設課のほうから、先ほどの耐震関係の部分でございますが、何分40年代という古い建築でしたので、当初の想定で一応行っておりました。ただ、今回解体して、要は細かな部分から全部骨組みから見えたというところで、耐震上補強したほうが今後のためにいいだろうというのが、解体の結果として判明しましたので、その分につきまして今回変更を上げさせていただきます。

それと、キッズルームの補強等につきましても並行して、大型遊具ですので設計をされます。その詳細設計ができて上がるのが若干ずれたというところで、今回、現在のここの場所に応じた固定というのが詳細設計で出てまいりますので、そこについて強度を保つために補強が生じたというところでなっております。

あと、ルーム等の全般についても、先ほど消火設備の件がございましたけれども、建築基準法上では最初答弁したような1,000平米以下は必要なかったんですが、消防のほうの実態調査と利用調査等の実績等により、やはり施設としてこういった安全面もあったほうがいいんじゃないかというような双方の協議の中で生まれたものですので、ここにつきましては安全面の向上というところで考えさせていただいております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

おっしゃることはわかるんですけども、建築にも私も携わっていたことがあるので、その辺はわかるんですけど、やっぱりその設計段階で規定の平米数を超えていないとしても、不特定多数の公共施設、娯楽施設ということになれば、消防設備というのは若干、消防署のほうと相談するなりして設計段階で盛り込む等の必要があったんじゃないか、その辺の確認をする必要があったんじゃないかなと思います。

じゃ、これからまたこういうのが必要になりましたから500万円また追加という変更とかになれば、それは安全面からすれば認めざるを得ないのかもしれませんが、一回、二回こういうものが出てくると、じゃ、実際にどれぐらいの予算がこの施設の予算では必要だったのかということがうやむやになってしまう場合がありますので、キッズルームに関しては、学童、ひまわり教室等で反響音がして非常にうるさいという場合、扉を閉めれば聞こえづらいところもあるのかもしれませんが、通常のほかの部屋と同じような材料で持っていた場合、反響する場合は非常に可能性として高いと思いますので、天井等、余り予

算的には変わらないと思いますので、吸音材を用いるようなことを考慮したほうがいいんじゃないかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中牟田文明君）

今回が最終の変更契約になるのかと思っております。先ほど必要なもので防音ということでもありましたけれども、その分は天井等で吸音性のあるやつを使っているというところがございますので、必要なものについては全て網羅しているのではないかと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

済みません、ちょっともう一個。資料の12ページに、さっき出ましたけど、アスベストの処理費がマイナスの316万2,600円とか出ていますけど、そもそもの最初入札があったときにたしか1億8,576万円でされて、今回変更になって、追加工事で四百何十万円出ましたけど、このアスベスト処理費のマイナスというのはどういうことですか。このアスベストってもと最初契約の中に入っていたものですか。もし入っていなければ、どういうことになる、ちょっとそこ辺が、説明が、教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、アスベストでございますが、平成18年、労働基準関係の法律が強化されて、アスベストの利用が禁止をされております。ただ、ここの部分につきましてはそういった基準の中で調査をした中では飛散する、広がるようなものはないということが判明しておりますので、その旨、法律の対策等に準じて何も講ずべきことはございませんでした。ただ、今回解体をするというところで、解体をして新しく改修をするというところで、材料のボード、大体このアスベストが保温剤とかそういったものが当時効果があるということで非常に建築物で多く使われております。そのような中で、解体するのにこういった材料としてボードの中とか含まれものについては法律上の成分分析をし、分析の結果の含有量に基づいて処理を

するというのをございます。

今回は古い建物というところでどのぐらいの量が使われているかというのがちょっとつかみができなかったものですから、国土交通省でアスベストの除去費用という目安がございます。これはおおむね面積でどのぐらいかかるという単価が示されておりますので、通常こういう当初の不明な分についてはこのような対策等を参考にさせていただきますして、積み上げをさせていただきますしております。

今回、実際そういったボード等の成分分析をして分析の結果に基づいた処理費用を行ったところ、実績として想定よりこういうふうな金額で316万円の減額が生じたというところをございますので、当初では通常の基準等を参考にさせていただきますして、実績で減額が今回出ておるというところをございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

ちょっと所管ですけれども、考え方だけ、これ財政課長のほうにお尋ねいたします。

今回処理費が316万2,000円マイナスということでしたけれども、合計すると大体700万円ぐらい。今回、請負契約の変更という形でされています。これ再入札になる場合というのはどういう形態になれば再入札という形をとられるのか。この金額に関係なく、もう工事が進んでいる場合は全てこの契約の変更でいくのかどうか、こういったものも含めてお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

再入札で別契約でいくパターンといたしましては、例えば外構工事、あれは建築工事ですけれども、駐車場整備なり土木のほうにいくとか、そういうふうな附帯工事的なものになりますと別入札で別契約という形になろうと思います。変更の場合といいますのは今回やっておりますように、もともとの建築の契約があつて、それに付随するものといいますか、一体となるものというふうな場合には事務的な手間とか工期の問題とかということも考慮いたしまして、こういった変更契約という形を過去にもとってきているものと思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

恐らくそういうことだろうなと思いながら、今回は駐輪場と消火設備、あとカーテン、ロールスクリーン、こういったものがかなりウエートを占めるものですよね。これを考えた場合、ここの部分だけでも再入札をしてもよかったのかなというのが私の認識なんですよ。それをあえて全体を含めたところの請負契約の変更という形をとられたので、そこはもうちょっとわかりやすく説明いただければなというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今回の件に関しましては、1つはこの憩の家の改修に係る予算といたしますのが28年度からの繰越明許費でやっているというのがあります。これに関しては補正ができません。ですので、新たなものを、例えばこの駐輪場なりカーテンなりというのを別でとなると工事費じゃなくて備品購入費とかという手法もあろうかとは思いますが、そういった形をとるのであるならば、29年度の現年予算として補正を組ませていただいて執行するという形になります。ただ、財政的な見方からいたしますと、そうなりますと新たな財源をつけないといけませんし、今持っている明許費の中でやれるのであるならばそちらにはもう財源はついておりますので、財政的には財源調達の意味からすると明許費の中でやっていただきたいという状況もございましたので、それが全てではございませんけれども、そういったこともございまして、変更契約という形でやらせていただいているということになります。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第47号に対する質疑を終結します。

日程第16 議案第48号

○議長（品川義則君）

日程第16. 議案第48号 基山町農産物加工場指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回の場合は農産物加工場の指定管理者の指定の期間の変更ですけれども、基山町の中にある公共施設の中で一番町民の方もわかりづらいというか、理解しにくいのが、実はこの農産物加工場だろうというふうに思います。この農産物加工場をまず基山町が公共施設として設置したときの経緯について説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

この農産物加工場「ちぎりの里」なんですけれども、この事業につきましましては昭和57年度から昭和62年度にかけて、基山地区の農業構造改善事業というものを進めております。この事業につきましましては国の新農業構造改善事業というのが5年単位ぐらいでずっと入れかわりになっているんですけど、この補助事業を使いながら基山地区農業構造改善事業を始めさせていただいています。その中でこの構造改善事業の認定を基山町が受けまして、ちぎりの里をつくったり、共同乾燥場をつくったり、あらゆる集会所をつくったりと、いろんな農業に関するものをつくっていております。その中でちぎりの里をつくる時の流れとしましては、まず、小松地区に農産物加工場をつくりたいという要望と、それを基山町がつくろうというものを構造改善協議会というものをつくって、その中に集落推進員という方をつくっております。基山町内に44名ほどいらっしゃったわけなんですけれども、そういうふうな推進員がその地域の中に入って、どういうふうな施設をつくるかということをいろいろと打ち合わせをしながら、そしてこのちぎりの里をつくっているわけなんですけれども。

そのときの事業の考え方としましては、ちぎりの里をつくることによって、集団転策等の推進に生産物の付加価値を高めると、要するに大豆を使ってみそをつくったりとかそういうふうなことをしたりとか、産地づくりの運動推進による地域特産品の販売、それによって農家所得を上げようと。それとか、あと、大興善寺のお膝元でございますので、その当時ですけれども、観光客40万人に対して基山町の特産品をそこでつくって売っていこうというふうないろんな考えの中でこのちぎりの里を一番最初は小松東地区と委託契約を昭和62年ころ結んでおります。小松東地区と委託契約を結んで、その後その代表理事と農協とがいろいろ話し合いをしながら法人化をしないといけないということで、農事組合法人を小松東地区でつくられてそのまま法人のちぎりの里ということで進んできている間、平成18年から

指定管理者制度が始まりましたので、その前年度までは委託契約という形で、ちぎりの里と契約を進めながら運営を始め、そして18年度からこの指定管理者制度をとってちぎりの里にその施設の管理運営をしていただいているが今までの流れでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

農産物加工場、早い話が、今の説明でしたら、一体的に農産物加工場をつくる時にこのちぎりの里という団体、これはまだ最初的时候には、それこそ農事組合法人じゃなかったという形ですね。指定管理者制度が導入されたのはそれこそ全国的にも平成10年、それぐらいからなんですね。だから、基山町はそれから少しおくれてですから、平成18年というふうに言われましたけど、それまでは委託契約ですね。私にわからないのは、今回、新施設を建設すると、それがあから2年間の指定期間を延長したいという中身なんですね。そうすると、じゃ、もう今農事組合法人ですよ、きちっとした法人、基山町とこの法人のちぎりの里とはどういう関係なのかと。私は法人となれば、それはいろんな面含めてですね、きちっとした、逆に言えば、会社組織と一緒にすよね、法人として。そうすると、そこに指定管理者をもうするというのを前提としたこの2年間の延長というのは、逆に言えば問題があるんじゃないかと。最初に、いつかの前回では改めて公募をしますよという話がありましたね。しかし、今回はもう改めて公募じゃなくて2年間延長ですから、新しい施設はちぎりの里にさせるというのがもう前提になっているというふうになれば問題かなというのを思うんですよ。

それと、今、今回新しくつくる施設の中にはちぎりの里以外の、例えば新たに農産物加工する事業団体なりを募集しますよというのがありますね。これについては募集すると、しかし施設そのものはちぎりの里が指定管理ばするちいう形になるんでしょう。一部分じゃなくて、この新しい建物全てが。——いや、ちょっと町長待ってください。私、わからんから聞いているんだからね。そうすると、一体何をこのちぎりの里は指定管理で新しい施設を管理するんですか。この辺が私はどうも理屈的にわからないんですけどもね。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

まず、ちぎりの里が新しい施設の指定管理者の前提のもとで今のちぎりの里の指定管理者

を2年間延長するというではありません。今回2年間延長をさせていただくという理由の中に来年度に新しい施設を建設する予定にしております。その次の31年4月からは新しい施設が実際稼働していくわけなんですけれども、みそとかは3カ月から4カ月熟成させなければいけないとか、そういうものもありまして、今ちぎりの里のみそというのは14カ所ほどに出荷をされております。それは売店であったり基山の小・中学校、保育園であったりとか、常に必要なところに出荷をされておりますので、同じ味で、同じ製品で、より安全なものを出荷するためには、あと1年間という稼働させる、要するに両方動く時期も必要であろうということで2年間の延長をお願いしておりますし、そして来年度、新しい施設が建った後にまた指定管理者を選ぶなり新しいどういうふうな運営をするかなりは、30年度の中で十分課の中でも協議をしないといけないし、庁舎の中でも協議をしていかななくてはならないことだと思っておりますけれども、もしも指定管理者制度になって応募をかけたときに、ちぎりの里に手を挙げていただければ、それは選考するための1法人であるということだけでございますので、必ずちぎりの里を新しい農産物加工場で指定管理者にするためにこの2年間を延長するというものではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第48号に対する質疑を終結します。

日程第17 議案第49号

○議長（品川義則君）

日程第17. 議案第49号 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第49号に対する質疑を終結します。

日程第18 承認第6号

○議長（品川義則君）

日程第18. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会

計補正予算（第7号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

今回、専決処分で31万8,000円の専決をされました。平成28年度の決算を見てみますと、約1,800万円の予備費充用があります。その中には金額も多種多様ある中で、今回、あえてなぜ専決にされたのか、まずその理由からお聞かせください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今、久保山議員おっしゃいましたように、予備費充用という手法もあったかとは思いますが、基本的に一番極端な例で言いますと、災害とか、今すぐにでも発注しないといけないというような場合は予備費充用で対応していくことになろうと思います。今回の案件につきましては、受賞が決まればそういうのを検討していきたいという思いを町長も事前に言ってありましたので、その発注まで期間があったということもありますので、そこはきちっと補正予算を組ませていただいてやったほうがいだろうという判断のもと、予備費充用ではなく専決処分という形で補正予算を組ませていただいたということでございます。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

委員会、協議会の際もちょっと傍聴していたときに、町長の意思を明確にするために専決にしたというふうな説明があったと思います。その中で、それになると町長の意思は予備費充用する前に全て明確でなければならないと思っています。それで私が心配するのは、逆にこれから先、各課が予備費充用として上げたいと思ったときに、それを専決にするのか通常どおりの予備費充用にするのかという、その判断に迷いが生まれるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことはあり得ないですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

的確かどうかわかりませんが、今回の町民栄誉賞に絡んだ分に関しては一定政策的なものがあると思います。通常、不測の事態が生じて事務経費的なものがどうしても不足を

生じるので、例えば予算流用なり予備費充用なりというのが必要という場合には、現行もさせていただいていますけれども、充用なり流用という手法をとっていくことになると思っています。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

誰かが、町長の意思をはっきりさせるために専決にしたという話ですが、それは私は全くその気はありませんので、言った者については、また後できちんと話をします。

まず、今回は懸垂幕をとにかく早くおろしたいという気持ちがあったので、その発注も含めて決まったらすぐにやるということで、そのときに予備費でいいということを1カ月前の全協のときに言っていただければ、私は予備費でやっています。いや、全然そこは、予備費でやったら何で予備費でやったんだというふうに言われるんじゃないかと思って、わざわざこんな難しい手続にしている、それを町長の意思の云々、おっしゃるように専決であろうが予備費であろうが私の意思は変わらないわけでございますので、そこは、もしそういう行き違いがあったのであれば、次回からこういうときは予備費でぜひお認めいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、非常にですね、この予備費充用と専決処分、難しい、特に専決処分の場合は時間的余裕がないということの中で、先ほど久保山議員が言われますように、これは議会でもいつも議会の審議権を剥奪する行為が専決処分なんですよね。議会後、議決事項をあえて町長が議会の議決をしなくてするという特例的なことです。この運用については非常に厳しく地方自治法でも決められておまして、二、三十年ぐらい前の議会ならば予備費充用まかりならぬというふうな時期があったんですよ。俺たちの議決権を町長が剥奪するのかということで、しかし、今の議員にしる地方自治法の専決処分なり予備費の充用については、災害とか選挙とか、どうしても突発的なときなりとはそれは予備費充用でもいいですよというふうな空気になってきておるし、逆に、議会のほうで専決処分をしてもいいですよというふうな条例を

つくっているところもあるんですよね、いろんな予算で。だから、そういう面で今、町長が言われましたように、私はこの性格上からいえば予備費充用に該当するものということで考えておったんですけど、今、町長がされましたように、あえて町長がこれを専決処分にするというふうな意思でされておるといふなら、今後の取り扱いも課長さんたちも大変だと思うし、今、町長の答弁を聞いてわかりましたけど、やはりこの辺は慎重にやっていくということで、この件については、今、町長言われましたように、私としては予備費充用が妥当であったと思いますけど、そういうことということなら理解はしました。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今の鳥飼議員の意見が全議員の皆さんの全員の意見ということであれば（101ページで訂正）、次回からこういうケースの場合はきちんと全協では御説明しますが、それで予備費で対応したいというふうに思っております。今回も決して専決にしたかったわけではないので、予備費よりも、専決のほうがまだきちっとしているのかなと思っただけでございますので、そこは誤解のないようにしてください。それで、懸垂幕が今議会を通過してからと言うのであれば、逆に言えば、ロードレースにも間に合っておりませんし、じゃ、今までどうしていたのかというと、今までボランティアでみんながお金を集めて役場の懸垂幕とかは全部そういう形でやっていた節がありますので、役場に下げるぐらいはきちんとした形で予算化したいというのと、あとは町民栄誉賞についてもなるべく早く決定したいというのがございましたので、ずるずるなるとかつて大きな問題が起こった例もあつたりしますので、だから、そういうことも含めてやりたかったということでございますので、予備費ということであれば、次回からまた基山で活躍するような人たちも出てくると思いますので、そのときにはぜひ予備費でやらせていただきたいと思っておりますので、今回は専決ということでぜひ御理解いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松田町長、先ほどの鳥飼議員の答弁で、全議員の云々という発言に関しては訂正をお願いいたします。松田町長。

○町長（松田一也君）

大変失礼いたしました。訂正させていただきます。ぜひ、またいろんな意味で皆さんの御

意見を聞かせていただければと思います。

○議長（品川義則君）

では、議案書の27ページをお開きください。ございませんか。末次議員。

○3番（末次 明君）

昨日、基山町町民荣誉賞選考委員会の議事録というのをいただきました。こちらのほう11月21日に開催されております。急遽開催されたなという感じがするんですけど。あと、委員の構成を見ますと、副町長、教育長以外、あと5課長が入っておられますけれども、私は、この最終的な決定機関というのがこの委員会でいいのかなというふうな思いがありますけれども、この選考委員会というのは常設の委員会なんですか、それとも何かあったときに臨時に招集する委員会なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この委員会につきましては、常設ということよりも横に基づいてそういった対象者が出てまいりましたときに選考委員として出ていただくという形でっております。そういった方たちの中で、あくまでも選考するという形でございますので、今回で申し上げれば濱口選手がそういった町民荣誉賞に該当するという選考を行って報告をして、最終的に町長が決定をされるという形になっておるところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

せっかく町民全員で祝おうということであると、この選考委員の選定というのを変えていただいて、例えば区長会なり体育協会、文化協会、いろんな協会等ありますので、そういうところからの選考でみんな町民一致で決めるということは考えておられないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど町長も申し上げられましたけれども、やはりこういった賞というのは、そういったいろいろな活躍をされた場面場面からそう時間がたって決定するものではなくて、ある程度

フレキシブルに動く必要があると思いますので、現状としては、その委員会について扱うという考え方はございませんけれども、そういった意見もあったということで、今後対象者が出てこられたときにはそういった部分も考慮はさせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

28ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですつので、次、29ページ、第1表 歳出予算補正についてございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。（「第2表は……」と呼ぶ者あり）第1表言いました。

事項別明細書の2ページをお開きください。歳出、2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目．予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですつので、承認第6号に対する質疑を終結します。

日程第19 議案第50号

○議長（品川義則君）

日程第19．議案第50号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第8号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。議案書の30ページをお開きください。ございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

30ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の分。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

32ページ、歳出、33ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

34ページ、第2表 債務負担行為。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

地域おこし協力隊人件費ですね。30年度から32年度まで3年間、資料の51ページに事業費2,231万円と載っています。観光振興、6次化・商工振興、スポーツ振興と3名の方を地域おこし隊ということで債務負担行為ありますけど、この方の具体的な担当業務と財源内訳についてお答えください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

私のほうから観光振興と6次化・商工振興についての御説明をさせていただきます。

まず、観光振興につきましては本年度もお願いしておりました予算の中でまだ採用できていない方の分でございます。具体的な内容につきましては観光業務ということで、各種観光PR、インターネットを活用した情報発信、今年度は終わりましたけれども、大興善寺関係の事業等の協力、草守基肆（草スキー）世界大会、きのくに祭り等の事業の企画運営などの業務の支援を考えておりました。

続きまして、6次・商工振興……（「議長、資料でもらえますか」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

とりあえず説明を聞いていただいて、その後で。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

続きまして、6次・商工振興につきましてはにぎわいある商業の振興に関する業務ということで、活気ある商業のまちづくりであったり商工連携に関する地元店舗の体質強化等、そういったところの支援を考えております。

以上です。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

スポーツ振興ということで、特に今後スポーツに基づくまちづくりということで、今いろんなスポーツ事業をやっていますが、スポーツ教室であったりとかそういった部分をしながら、やはり青少年育成であったりとかそういった部分の活動を本町の体育施設を使いながら進行していただくと、そういった形で地域づくりまちづくりを進めていただくということで、地域おこし協力隊を採用したいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

財源でございますけれども、一応特別交付税措置があるようになっております。申しわけありません。算入率をちょっと今、私が記憶しておりません。あれだったら後ほどお答えをいたします。

○議長（品川義則君）

先ほども答弁いただきましたけれども、説明がなかなか難しいようですので、理解もまた難しいので、詳しい資料を提出いただけますように各課にお願いをいたします。

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

地域おこし協力隊を30年度から32年度まで3名という形で出されています。これちょっと委員会には町長参加されませんので、町長に伺いますけれども、町長は、多分GM21だったかな、何らかの席で今佐賀県で地域おこし協力隊を約200人と言われましたか、ちょっとはっきりわかりませんが、それぐらいしていると。その中で、町長はこの地域おこし協力隊に高く賃金を払っているところもあるという形で統一した部分でもらわなければ条件がいいところがいい——そういうのを言われたことはありませんか。いや、ちょっと聞いてください。って言われたことありませんか。なかったらいいです。というのは……（「違うことを言います」と呼ぶ者あり）じゃ、まだいいですけども……

○議長（品川義則君）

町長、待ってください。

○9番（重松一徳君）

なぜかという、本当にこの賃金で大丈夫なのかというは、これ一番最初に地域おこし協

力隊を基山町が導入したときにもこの話になったんですね。そして、まして手当といひましようか、賃金だけで先ほど給与改定では期末手当とかありましたけれども、全く期末手当も何にもない中でこの賃金で基山町で生活するのは本当にぎりぎりではないのかというのがありましたけれども、この辺では見直しをするべきではないのかと。17万6,000円というのは、基山町の非常勤の嘱託職員の有資格に該当してそれで決めているんじゃないのかと。しかし、本当にそれでよそから来た人が、住宅手当等についてはあるかもしれませんがけれども、この賃金でいいのかというの再度検討すべきではないのかというのが主な質問の内容です。

○議長（品川義則君）

まず初めに、町長、先ほど重松議員がおっしゃった、GM21とかで先ほどのような発言をされましたか、その分だけ答弁をお願いいたします。松田町長。

○町長（松田一也君）

その種の発言は一切しておりません。どういう発言をしたかという、なかなか個別の自治体では募集が集まらなくなっていますと、うちも一回空振りしましたと、今県がキッズサポーターということでやったやつには非常に集まったと聞いているので、募集のときには何か県と個別自治体が一体的にやれないかという提案をいたしました、現段階でそれは実現しておりませんので、単独でまた募集することになりますので、やっぱり今の時期に募集しなければいけないので、今回債務負担でやらせていただけてなるべく早く募集を開始したいというふうに思っているところでございます。4月になってからの募集じゃもう遅くなったんですね。GM21ではそういう話でございます。

○議長（品川義則君）

賃金の見直しについても質問ありましたけれども。寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

地域おこし協力隊の賃金につきましては、今年度から賃金の額を上げさせていただいております。昨年度まで一月当たり16万6,000円だったんですけれども、今年度から17万6,000円のほうに上げさせていただいております。そして算出根拠なんですけれども、もともと特別交付税の算定の分で報酬というのが1年当たり200万円というのが限度になっております。それを12で割ったところが16万6,000円ということで、ただ、特例としましては地域の中で勘案できるということで、昨年度、佐賀県内の賃金状況を調べさせていただきまして、その平均といひますか、そのあたりで賃上げを御相談させていただいているところです。

○議長（品川義則君）

まちづくり課も同様でいいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

重松議員、よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

スポーツ振興の地域おこし協力隊ということを考えておられる。今、町にはスポーツ指導員の方が何人かいらっしゃいますよね。（「スポーツ推進員」と呼ぶ者あり）推進員か。その方たちとの業務のすみ分けというか、その辺はどのようなことを想定されているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

スポーツ推進員さん方は、本町のスポーツの事業とか、そういった部分で精神的に町が出します方針に基づいてその指導的な部分を担っていただいております。

ただ、今回地域おこし協力隊には独自の発想で、例えば自分のスキルを持って、スポーツインストラクターの資格があったりした場合にはそのスキルを持って基山町で新しく青少年であったりとかそういった部分でスポーツ教室を開くとか、新たな部分で基山に刺激といいますか、そういった部分もまた起こしていただきたいという思いで、地域おこし協力隊を考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今、基山町の地域おこし協力隊2人おられますが、うまいところいけば2人とも4月3年終わった後も基山に残っていただけるということになっていますので、これはほかの自治体にはないような、まず地域おこし協力隊としては大成果でございます。とは言いながら3年間、先ほど業務の細かいことをお聞きいただきましたが、逆に言えば、役場の下請けの仕事を彼らはやるわけではございません。彼らは彼らの発想でまたその地域に何がいいか、さらに3年後には自立できるかというそういう話でございます。スポーツというのは、まさに3年後に自立できる分野ではないかというふうに思っておりますので、そこはスポーツ推進員

とは全然一線を画したようなものになると思いますので、そういった方向になったらいいなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

とりあえず3年間ということで債務負担行為を出されておりますけど、町から地域おこし協力隊に今年間で無償というような提供は何もされていないんですか、生活の面でとか行動する面で。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

無償と今予算立てさせていただいていますものは、家賃について町のほうから出しております。あと、庁用車の準備と、あとその活動に必要なパソコンであったりそういったものは町のほうで用意させていただいておりますし、活動につきましては活動費ということで予算の範囲内ではございますけれども、必要に応じて町のほうで負担しております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

その予算の範囲というのが先ほどの200万円ですか、それともそれとは別ですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

地域おこし協力隊につきましては400万円を限度に特別交付税の算定基準となっておりますので、基山町はその400万円を一応めどにして毎年予算組みをさせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入、11款2項1目。民生費負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款1項1目。民生費国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項2目、4目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款3項1目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項2目、3目、10目。鳥飼議員。（「16款、済みません」と呼ぶ者あり）16款ですか。（「はい、済みませんちょっと」と呼ぶ者あり）。

○10番（鳥飼勝美君）

誰も質問なかったもので、ふるさと応援寄附金ですね。ちょっとここ見てびっくりしたんですけど、追加資料の15ページ、ふるさと応援寄附基金費の予算比較表というのが、立派な

資料、わかりやすい資料提出していただいております。これによって御質問申し上げます。

当初予算にふるさと応援寄附金を6億円いただく予定という予算、それと同じように歳出では積立金、ふるさと応援寄附基金積立金に3億265万4,000円積み立てて、残りは返戻金なり経費に使いますという当初予算が出ておりました。私、9月の定例会の補正予算にも補正予算が出てこないから9月の段階で補正はないですかということで、現在のところありませんということでしたけど、状況の変化が相当激しいふるさと応援寄附金でございまして、12月の真ん中に12月の補正が今回出ております。これが事項別明細の10ページのところですね。ここで12月補正で2億円歳入を補正してあって、12月段階で8億円の補正が歳入として上がっております。歳出が同じく合計の8億円、積み立ては300万円しかふえていないんですよね。残りはどこにいったかという、上から報償費1億8,000万円、2億円の寄附金をいただく予定にしております、補正で上げておる分の9割である1億8,000万円を返戻金に充ててあるんですよ。

通常、私たちが今まで説明を聞いていたのは、ふるさと応援寄附金は3割なり4割の返戻金で残り1割が経費で、半額を基金として積み立てるというふうな予算計上の仕方があったんですけど、これ全く今度の補正予算は寄附金を受ける予定の2億円の9割を返戻金なり事務経費に充ててあるということで、非常にびっくりしておるんですけど、その辺の状況の変化とかいろんな問題がありましようけど、小さいところまで分析はしてあるかどうかわかりませんが、そういう状況を私たちにわかりやすいように説明してください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今年度の状況としましては6月ぐらいから申し込み件数が減ってまいりました。顕著になったのが7月、8月、9月と寄附金額自体も前年の半分とまでは言いませんけれども、6割方ぐらいまで落ち込んできていました。以前にも申し上げたことあったんですけど、他自治体の動きによってかなり左右される部分がございます。9月を終わった段階で10月ぐらいに今年度のある程度見込みを立てまして、恐らくその時点での見込みとしては今年度29年度の決算ベースで考えたときに今年度6億円で予定といいますか、予算を組ませていただきましたけど、恐らく3億円いくかいかないかだろうというふうな見込みを立てました。そういったところで10月の半ばぐらいだったと思いますけれども、一部返礼品の見直しを行いま

して、今その状態で約二月近くたっている状態ですけれども、かなり寄附申し込み、寄附額もふえてきております。

今の時点で見込んだところ、寄附額でいきますと約8億円で見込んでいます。いろんな返礼品代なり事務経費なりを差引くと、試算では積立金として残る分というのは約4割弱というふうに見込んでおります。今の補正後の予算組みの状態でもともと当初予算で考えておりました積立金約3億円ぐらいを確保できるというところでの今予算組みをお願いしているところです。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「委員会で聞きます」と呼ぶ者あり）

末次議員。

○3番（末次 明君）

私もちょっと納得がいかないところがあるんですけども、総務省の指導とかで返礼品については大体3割ぐらいに抑えなさいということになっております。これがあんまり過当競争すると、逆に基山町がせっかく安定していただけるかなと思うとった1億円、2億円ぐらいまでのところがもう全く都市部の反撃といいますか、都市部でほかの地方の市町に納税する方がふえてくると何らかの国全体で対処されると私も考えているので、そういう点からいくと、総務省の考え方にあんまり背いたような形で返礼品を高額にすると、このふるさと納税のシステムそのものがなくなってしまうと思うんですが、町長はその辺はどう考えておられるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まずは整理しますと、高額ではなくて返礼率の問題になりますね。正直、基山町は返礼率をがたっと落としました。そしたら、逆に基山町で一番御採用いただいていたものも、もう本当にクモの巣を散らすように全くなくなってしまうました。だから、さっきこのままだと3億円と、私はこのままだと1億5,000万円の寄附額しかない、さらに言うと、その積み立てはせいぜい7,000万円とか8,000万円ぐらいしかないんじゃないかという危惧を夏場に思ったところでございます。そして、ほかの自治体の返礼率を見たところ、やっぱりうちは一番の今寄附していただいているやつが第4グループぐらいの返礼率に落ちていたんです

ね。さすがにこれ第4グループに落ちていたら、もううちに回ってこんよねということで、第1にするのはやっぱりちょっと私も良心の呵責がございましたので、第2グループに引き上げました。

そうした結果、今みたいになっていますが、第2に引き上げた結果、その返礼率が5割4分です。第2グループがね。第1は6割ですけど、ただ、これが輸送費が物すごくかかるものでございまして、輸送費と、それから手数料を入れると7割、いわゆる7割が物品代になってしまって3割しか我々のほうには入ってこないという、それがすごく引っ張っているというのが今の実態でございます。あとはまた委員会で詳しくお聞きいただければなとは思いますが、これによって我々は当初の3億円の基金を一応、8億円で3億円という、それがそういう形になるという計算になっているところでございます。場合によれば、今8億円のやつが年末の30日、31日は桁違いの数字になる可能性がありますので、場合によっては8億円がちょっと年末にふえる可能性もありますので、その場合はまた専決させていただきたいと思いますが、少々ふえても基金になるのは3億円前後という計算をしているところでございます。ふるさと納税、やはり難しいというのを今回の夏場から秋にかけてすごく感じたところでございますので、ぜひそこらあたりはまた詳しく説明させていただきたいというふうに思いますので、ぜひ御理解いただければと。

ただ、先ほど繰り返しになりますが、あくまでも第2グループまで上げただけで、第1にうちが突出して出ているわけではございませんので、そこらあたりは、総務省も大臣がかわって方向性が、逆に言えば、もっとふるさと納税頑張りなさいという通達が我々に届いておりますので、ペナルティーみたいなものが基山町だけに来るようなことは決して絶対ございませんので、そこは御安心いただければと。その辺の非常に微々たるところで、すごい分析、細かい分析をしながら、基金の確保のために頑張っておりますので、ぜひまたその辺の御理解もよろしくお願いいたします。

長くなりました。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、17款1項2目、3目、10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款3項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、2目、3目、4目、5目、6目、16ページまで。末次議員。

○3番（末次 明君）

16ページの総務費、2款1項5目の15節、図書館の太陽光の設備工事費についてなんですけれども、こちらのほう図書館ができてまだ1年半ぐらいですけれども、太陽光発電されました。本年度の一応予算の中では大体145万円というのを太陽光の収入として上げてあります。今回、九電云々ということで工事費が60万円弱上がっているんですけれども、そうすると、なかなか本来から基山町が狙っておりました——狙っていましたというか、ある程度の収益というのがたりと3分の1、要するに3分の2になってしまいますけれども、そのあたりというのは今回の工事というのは必ずしなくてはいけないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

平成27年1月26日以降に九電に対して接続申し込みをしている発電事業者に関しましては、電力会社、こちらは九州電力ですけど、電力会社からそういうふうな要請があれば必ず応じることというのが、そういうことが申し込み時点での条件になっておりましたので、九電のほうからそういうふうな要請があった以上、応じざるを得ないというのが現状でございます。

○議長（品川義則君）

担当課長、要請の原因は何ですかね、根拠。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

先日、九電からお話を聞いている中で九州管内の電力供給の約7割ぐらいが再生可能エネルギーと太陽光発電なり風力発電なりというふうな話をお伺いしてしまして、例えば春とか秋とか、電力需要が落ち込むときにそういう調整をしないといけないと、そういったときに基本的には火力発電をまず目いっぱい絞るけれども、それでも過剰な供給がある場合には、その再生可能エネルギーの出力を抑制する必要がある。かなり九州管内でも太陽光の発電事業者というのがふえているそうですので、そこら辺は平等に抑制をかける必要があるので、そのためにはこういった出力抑制の装置を整備してもらう必要があるということで話を聞いております。それに応じるようなこととなります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

現状ならまだ恐らく大丈夫だと思うんですけど、まだまだふえる見込みで申し込みが後を絶たないらしいんですね。これがどんどん動き出すとさすがにどうしようもないのでということの説明でございましたので、今の状況であれば別に出力抑制があったとしても、そんなにめちゃくちゃな出力抑制はないと思います。ただ、これをつけておかないとその出力抑制ができませんので、つける約束は、最初申し込んだときに、これはそういう場面になったらやりますという約束は最初からしておりますので、これによってまた逆に言えば歳入が少し鈍化して状況が変わってくればうちにとってはいいわけなんですけれども、まだまだ今参入がどんどんふえているというふうに聞いておりますので、そこらあたりが一番の大きな原因かなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

ぜひ、今後の公共施設等にこういうふうな太陽光発電の設備等を設置する場合はもう少しその辺を考慮して、今後は対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次行きます。2款1項8目、9目、10目、11目、13目、14目まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目、4目、5目、6目、23ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項2目、3目、5目、27ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

31ページですよ。

○議長（品川義則君）

はい。

○2番（大久保由美子君）

ここの3目の公園費の13節の委託料がマイナスということで、耐寒、耐震の設計業務がマイナスの432万円ということで、これを15節で工事請負費に組み替えられたということの説明はいただきましたけど、この総合体育館外壁をどのような工事をなさる状況なんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、これは交付金事業でございまして、今回委託料の減の分を事業の推進というところで工事費に回させていただきたいというところでございます。内容につきましては外壁のタイルあるいはモルタル等でございます。こちらが部分的に亀裂等入っておりますので、それをフィルム状あるいは塗装系、エポキシ樹脂等の材料を用いまして補修し、地震時の剥落とかそういうものを防止するような構造、それと、あとは長寿命化の内容となっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

この400万円という金額でその全てができるわけでしょうか、それとも、何割ができるん

でしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

事業費としてはまだ請負工事では2,000万円程度とっておりますので、そういったものに含めて全体的にやりたいと思います。ただ、おっしゃるとおり広いものですから、一応武道場周辺と体育館の通路側、南側の部分、そういった一部にはなっておりますが、計画的に最終的には体育館全部が仕上がるようにやっていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項2目。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

非常備消防費です。いよいよ来年度、全国大会に向けてのポンプ操法大会が始まるということで、この消防備品ですね、小型ポンプになると思います。これは例えば女性部が使っていた軽可搬とは全く違うものなのかどうか、そして、この小型ポンプに関してはこの大会が終了後、ほかの小型ポンプ積載車のほうに積みかえを予定されるのかどうか、そのあたりをあわせて説明ください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

ポンプにつきましては各部に積載しておりますものと同じようなポンプを使用することとなりますので、この大会が終了した後は、前回の大会のときにもそうございましたけれども、それぞれの積載車の中で、前回の更新時に第4部の消防の分だけが前回の大会の分に積みかえておりましたので、今回の分についてはまた第4部のほうに積みかえをさせていた

だきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

10款1項2目、34ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目、4目、36ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第50号に対する質疑を終結します。

ここで2時35分まで休憩いたします。

～午後2時25分 休憩～

～午後2時35分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第20 議案第51号

○議長（品川義則君）

日程第20. 議案第51号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。議案書の35ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

36ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の分。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

37ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入、3款1項3目から6款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款1項1目．予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第51号に対する質疑を終結します。

日程第21 議案第52号

○議長（品川義則君）

日程第21．議案第52号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。議案書の38ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次に、補正予算書に関する説明書に入ります。1ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3ページ、支出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4ページ、5ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出について8ページまでですね。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9ページ、キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ、予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、予定貸借対照表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第52号に対する質疑を終結します。

日程第22 議案第56号

○議長（品川義則君）

日程第22. 議案第56号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第9号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。追加議案書の11ページをごらんください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12ページ、第1表。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出、13ページ、14ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページ、歳入、17款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 1 項、6 ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2 款 3 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 1 項 1 目、2 目、4 目、6 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3 款 2 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4 款 1 項 1 目、3 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6 款 1 項 1 目、2 目、5 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8 款 2 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目．予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第56号に対する質疑を終結します。

日程第23 議案第57号

○議長（品川義則君）

日程第23. 議案第57号 平成29年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。追加議案書の15ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、歳入、第1表、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。歳入、9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第57号に対する質疑を終結します。

日程第24 議案第58号

○議長（品川義則君）

日程第24. 議案第58号 平成29年度基山町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。追加議案書の18ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、次に、補正予算書に関する説明書に入ります。1ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書です。8ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9ページ、予定キャッシュ・フロー計算書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、給与費明細書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページです。予定損益計算書です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、予定貸借対照表です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第58号に対する質疑を終結します。

日程第25 報告第6号

○議長（品川義則君）

日程第25. 報告第6号 請願の処理の経過及び結果の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第6号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第26 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第26. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後2時45分 散会～